

江別市男女共同参画アンケート

日頃から、江別の市政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

江別市では、「江別市男女共同参画を推進するための条例」に基づき「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を行っています。

このたび、次期の「江別市男女共同参画基本計画」を策定するにあたって、市民の皆様の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の施策に反映することを目的として、アンケート調査を実施することとしました。

お手数をおかけしますが、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年5月

江別市長 後藤 好人

アンケートの設問

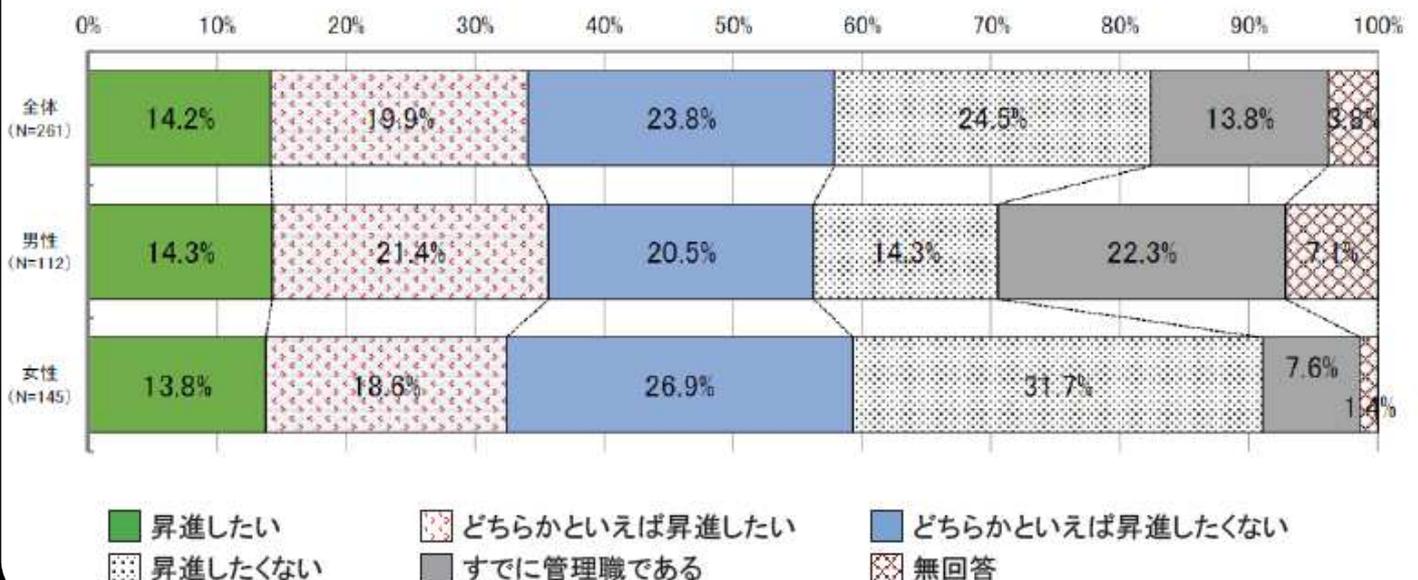
3. 男女の働き方について

問12 管理職に昇進できるのであれば昇進したいですか。(〇は1つ)

1. 昇進したい
2. どちらかといえば昇進したい
3. どちらかといえば昇進したくない ⇒ 問12-1
4. 昇進したくない ⇒ 問12-1
5. すでに管理職である

アンケートの結果

図4 男女の管理職への昇進意欲について



第3次 江別市 男女共同参画 基本計画

計画期間

令和6(2024)年度～15(2033)年度



江別市

第2章 江別市民の男女共同参画に関する意識

1 調査目的

江別市では、「江別市男女共同参画を推進するための条例」に基づき「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を行っています。

このたび、「第3次江別市男女共同参画基本計画」を策定するに当たって、市民の皆様の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の施策に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

2 調査概要

(1)調査対象及び抽出方法

令和5(2023)年4月1日時点の住民基本台帳により、全人口に占める地区別(江別・野幌・大麻)、男女別、年齢階層別の人口比率に応じて18歳以上から無作為抽出

(2)主な調査項目

- ・家庭生活における役割分担について
- ・男女の働き方について
- ・育児・介護休業について
- ・女性の社会参加について
- ・男女共同参画を推進する取組について

(3)調査方法

郵送配布、郵送回収、オンライン回答

(4)調査実施期間

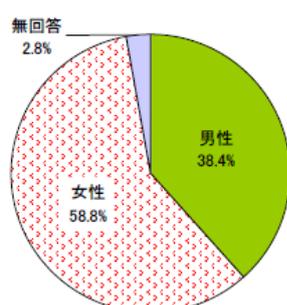
令和5(2023)年5月15日～令和5(2023)年6月2日

3 回収状況

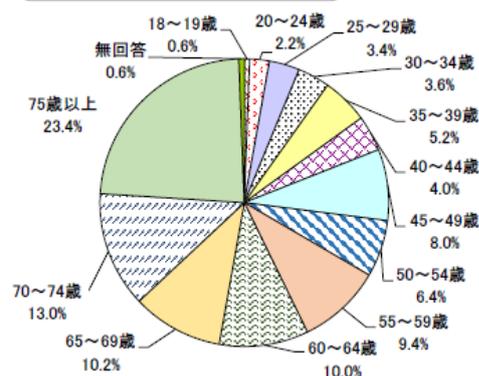
・配布数1,500件 回収数500件(回収率33.3%)

4 回答者属性

F 1 性別【単数回答】



F 2 年齢【単数回答】



基本方針2

政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

令和5年(2023)6月に公表されたジェンダーギャップ指数において、日本は146か国中125位となり、「教育」と「健康」は世界でトップクラスである一方、「政治」と「経済」は値が低く、日本の女性活躍推進は、諸外国と比べかなりの遅れをとっていると云えます。

本市においては、江別市男女共同参画を推進するための条例により、審議会等の委員の数を男女のいずれかが4割未満にならないよう努めると規定し、女性委員の登用率の向上に努めてきました。これまでの選考方法の見直しや、公募委員の拡充、各推薦団体への協力依頼などにより、市の女性の登用率は30.9%と上昇してきているものの、いまだ4割に届かない状況であります。

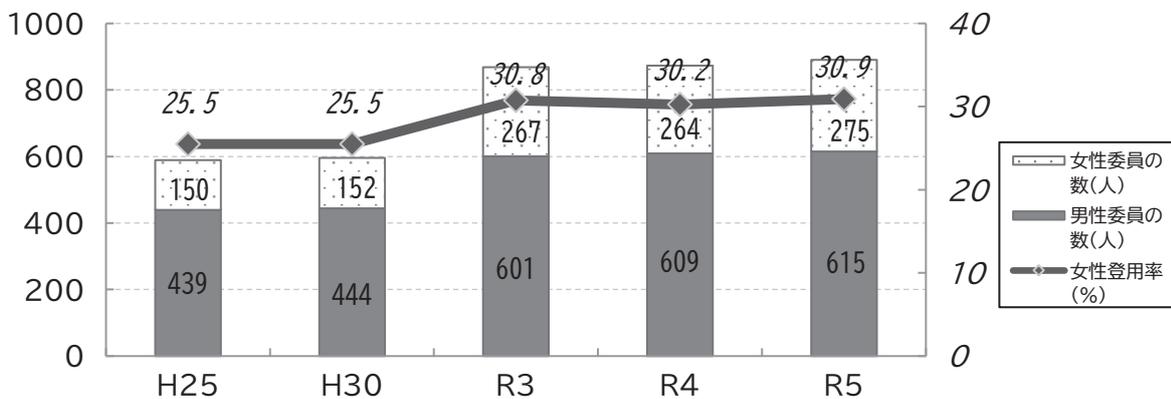
(図10)

一方、令和5(2023)年4月1日現在の江別市職員における女性職員の割合(医療職を除く)は27.4%で、同じく管理職の女性職員の割合は10.9%、同じく係長相当職の女性職員の割合は21.5%と、市職員における男女の差は縮まってきており、人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境が整ってきています。(P17図12)

令和5(2023)年5月現在の江別市議会における女性議員の割合は44%と、全国でも高い数値となっており、政治分野での女性の活躍が進んでいることから、全国的にも注目されています。

男女共同参画アンケートで管理職に昇進したくない女性の割合が6割弱という結果から、政策や方針決定への女性の参画を推進するためには、仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランス^{※3}の実現に向けた環境整備のみならず、女性自身が積極的に参加しようという意識の転換も必要です。(P10図4)

図10 審議会等の女性登用状況(男女別委員数・女性委員登用率)



資料:令和3年までは総務部総務課、令和4年からは市民生活課市民協働担当(基準日4月1日)

第3次江別市男女共同参画基本計画（素案） 【概要版】

第3次江別市男女共同参画基本計画の位置付け

男女共同参画社会基本法と江別市男女共同参画を推進するための条例に基づいて策定される「第3次江別市男女共同参画基本計画」は、本市が男女共同参画社会の実現に向け、総合的・計画的に施策を推進するための指針となっています。

また、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」を推進するための個別計画として位置付けられているほか、基本方針1から4は女性活躍推進法の規定に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）としても位置付けられています。

本計画策定の趣旨及び計画期間

男女共同参画社会の実現を目指し策定されている現基本計画が、令和5年度いっぱいまで終了となるため、令和6年度に向けて、新たな計画「第3次江別市男女共同参画基本計画（令和6年度～令和15年度）」を策定します。

本計画の計画期間は令和6年度～令和15年度までの10年間ですが、国の動向や社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行います。

本計画の構成

- 男女共同参画の実現に向けた取組は、広範多岐にわたることから、7つの基本方針を掲げるとともに、特に力を入れる項目「重点項目」を3つ掲げています。
- 基本方針1から4は女性活躍推進法の規定に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）としても位置付けています。

女性 活 躍 推 進 計 画	基本方針1 男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり	重点項目1 男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり
	基本方針2 政策や方針決定過程への女性の参画拡大と促進	
	基本方針3 働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	重点項目2 働く女性のための環境整備
	基本方針4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進	重点項目3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備
	基本方針5 あらゆる暴力根絶の取組	
	基本方針6 生涯にわたる男女の健康支援	
	基本方針7 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備	

基本方針の概要等

基本方針1：男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

「男性は仕事、女性は家庭」という「昭和モデル」の社会から、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」の実現に向け、様々な視点から幅広い年齢層に意識づくりの啓発を進める必要があります。

【主な取り組み】

- ・子どもの頃から男女共同参画の重要性を伝えるとともに、あらゆる年齢層のすべての人々に対し、男女共同参画の広報、啓発活動に努めます
- ・性の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。

重点項目1：男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

性別に関わりなく自分らしく生きることは男性にとっても女性にとっても重要なことです。

【数値目標】

- 家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合
55.0%以上
- 地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合
55.0%以上
- 男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合
85.0%以上

基本方針2：政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

【主な取り組み】

審議会等については女性が参加しやすい環境整備を、市職員については意欲向上を図ります。

基本方針3：働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

どのような雇用形態であっても、すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備が必要です。

【主な取り組み】

ハラスメント防止に向けた意識啓発と女性が働きやすい環境整備や仕事と家庭の両立、介護離職防止に向けた国の支援などの周知に努めます。

基本方針4：子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進

仕事中心の生活から仕事と家庭の両立可能な環境づくりが必要です。

【主な取り組み】

セミナーや事例紹介などにより、全ての世代に対し意識啓発を図る他、無償労働の負担を減らすために、民間や行政によるサービスを利用しやすい生活環境の整備に努めます。

重点項目2：働く女性のための環境整備

社会的・経済的環境やライフスタイルが変化する中で、働く人がその能力を十分に発揮するためには、性別や年齢、その置かれている状況にかかわらず多様な人材が仕事につける社会にすることが大切です。

【数値目標】

- 職場で男女が平等となっていると思う人の割合
45.0%以上

重点項目3：ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

市民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会づくりを行う必要があります。

【数値目標】

- 市職員における男性の育児休業の取得状況
向上

基本方針5：あらゆる暴力根絶の取組

暴力被害を個人の問題として捉えるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。

【主な取り組み】

DV防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化、相談窓口の周知等の支援を行います。

基本方針6：生涯にわたる男女の健康支援

男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意し、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うことが重要です。

【主な取り組み】

妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるほか、検診の重要性や健康づくり情報を発信していきます。

基本方針7：男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

男女のニーズの違いに配慮するとともに、固定的性別役割分担意識から、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要です。

【主な取り組み】

防災分野での政策や方針決定に助成の参画を進めるとともに防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。

素案のポイント～現行計画との違い～

- 現行の計画の考え方を継承しながらも、現在・これからの社会情勢を見据えた内容へと加筆修正を行いました。
- 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた取り組みを推進します。
- 「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」として重点項目3を新設しました。
- 数値目標として新たに「5 市職員における男性の育児休業の取得状況」を設定しました。

特集

私たちが 「えべつ」をつくる

皆さんは、「市民自治」という言葉を聞いたことがありますか？

「市民自治」とは、市民一人ひとりが主役となり、より良いまちづくりについて考え、積極的に市政に参加したり、さまざまな人や団体と協力しながら取り組むことです。

江別市では「江別市自治基本条例」のもと、市民参加・協働を核とした『市民自治によるまちづくり』の実現を目指しています。

市民自治や市民参加、市民協働と聞くと、行政から強制されるもの、面倒くさいものというイメージを持つ方も多いかもかもしれません。

しかし今後、この江別のまちをつくっていく主役となるのは、このまちで暮らしている私たち自身です。

これからの持続可能なまちづくりにとって、欠かすことのできない「市民自治」について、もっと知ってみませんか。

〔詳細〕 市民生活課 ☎ 381-1124



江別市の最高規範

「自治基本条例」をご存じですか

「江別市自治基本条例」は、まちづくりの基本ルールとして平成21年7月に施行されました。

この条例は、江別市の最高規範として、市民自治を実現するための基本理念や基本原則などを定めており、市政運営のあり方について示しています。

また、市民、議会、市長など（市職員）それぞれの役割と責務を明確にして、自らが考え、行動する市民自治を実現

現することを目指しています。この条例によって、私たちの暮らしが劇的に変化することはありません。

しかし、私たちがどのようなときに、どのような方法でまちづくりに参加できるのかを具体的に示し、私たちの意見がより市政に活かされるようになるという意味で、この条例は将来の江別市を形づくるうえで、とても大きな役割を担っています。

市民自治の基本理念

条例では、市民一人ひとりが自治の主役として、自らが考え、積極的に市民参加や市民協働に取り組み、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念としています。

3つの基本原則

1. 情報共有の原則

市民と市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

2. 市民参加・協働の原則

市民は主体的にまちづくりへの参加・協働を進め、市はそれを尊重すること。

3. 信託と責任の原則

市は、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

市民参加の手続き

どなたでも、参加できます

- 1. 市民委員として会議に参加**
市が公募する審議会や協議会などの委員に応募し、会議の場で意見を出し合います。
- 2. 意見公募（パブリックコメント）への参加**
市が公表する重要な計画などの案について、市に意見を提出します。
- 3. 市民説明会への参加**
市が開催する市民向けの集会で説明を聞き、その場で直接意見を述べるすることができます。
- 4. ワークショップへの参加**
ひとつのテーマについて、さまざまな立場の市民が集まって意見を出し合い、意見や提案をまとめて市に提出します。
- 5. アンケート調査への参加**
市が行うアンケート調査に回答することで、市民の意見や意向が、市の政策や事業に活かされます。

より良いまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに関わっていくことが大切です。平成27年10月に施行された市民参加条例では、総合計画を策定したり、大規模な公共施設の設置計画を立てるなど、市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・改廃を行うときは、市は、市民参加の

手続きをとらなければならぬと定められています。市民の皆さんの意見や考え方を反映させるための市民参加の手続きには、主に左記のような方法があります。市がこれらを実施する際には、広報えべつや市ホームページなどでお知らせしています。積極的に参加して、皆さんの意見をお聞かせください。

私たちの意見を政策に反映する 市民参加制度で、市政に参加

私たちの「できる」を無理なく活かす 身近なところにある、市民協働

「市民協働」とは、市民と市がそれぞれの役割を理解し、互いの良いところを認め合いながら、地域の課題解決に向けて、協力して取り組むことを言います。

少子高齢化の社会において、持続可能なまちづくりを実現するためには「市民協働」

の取り組みが不可欠です。「市民協働」と言葉だけを見ると難しく感じるかもしれませんが、皆さんも自分で気付かずに行っていることがあるかもしれません。自分の周りで行われている「市民協働」の取り組みを探してみませんか。



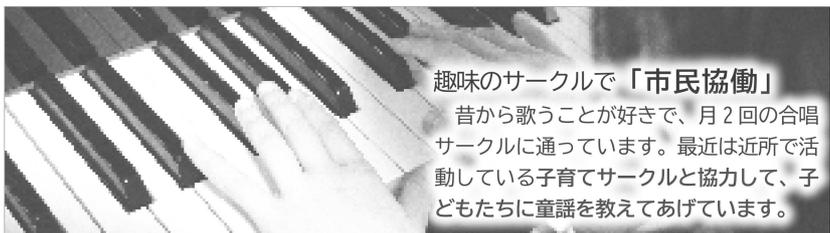
自治会で「市民協働」

地域の自治会活動に参加して、趣味のガーデニングの知識を活かし、地域の歩道にある花壇の手入れをしたり、ご近所に広報えべつを配ったりしています。



散歩のついでに「市民協働」

健康のために毎朝、近所を散歩しています。道路や公園にゴミが落ちているのをよく目にするので、最近は散歩のついでにゴミ拾いをするようになりました。



趣味のサークルで「市民協働」

昔から歌うことが好きで、月2回の合唱サークルに通っています。最近は近所で活動している子育てサークルと協力して、子どもたちに童謡を教えています。

自治基本条例検討委員会提言書が提出されました

昨年、学識経験者や地域市民団体の代表者、公募により選考した市民など計8名の委員により、自治基本条例検討委員会が約4年ぶりに設置され、市の取り組みが適切に行われているかなどについて検証が行われました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、幾度となく延期を余儀なくされながらも、約1年5か月間にわたる検証が完了し、9月30日(休)、石黒匡人委員長から市に提言書が提出されました。

なお、提言書は、市役所1階情報公開コーナー、大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、市民会館、公民館、住区会館、市民交流施設がらっとおよび市ホームページでご覧いただけます。



強制じゃない。 好きなことを、 無理せずやるのが 「市民活動」

interview

えべつ協働ねっとわーく 事務局長
なりた ひろゆき
成田 裕之さん



NPO 法人 えべつ協働ねっとわーく
(江別市民活動センター・あい)
東野幌本町 6-43 市民交流施設
「ぶらっと」内 ☎ 374-1460



「えべつ協働ねっとわーく」とは…
平成 16 年に約 50 の市民活動団体が、市民活動センターの設置を要望し、民設・民営の「江別市民活動センター・あい」が作られることになり、その運営組織として設立された NPO 法人です。市民活動団体の相談やサポートなどをメインに活動しています。

市内の活動団体同士で連携や協力をして、SNSなどのツールも駆使しながら情報発信を強化していく必要があると思います。

「市民活動」とは普段行っていることの「プラス」

一般的に市民活動と聞くと「難しい」「ハードルが高い」と思われがちですが、全くそんなことはありません。身内や自分だけで完結する

閉ざされた活動ではなく、市民の皆さんが参加でき、見に行ける開かれた自発的な活動は全て市民活動です。

例えば「趣味のバイオリンを皆さんに聞いてもらいたいから、演奏会をする」という活動も立派な市民活動です。

市役所から「自治基本条例」「市民協働」「市民参加」と聞くと、どうしても難しい印象を持ってしまいますが、普段皆さんが行っていることの「プラス」が「市民協働」の一環になります。

市民活動と聞いても、プレッシャーやハードルを感じず、気楽に肩肘を張らず多くの方に参加してもらいたいですね。

市内の市民活動団体の相談やサポートなどを行っている「えべつ協働ねっとわーく」事務局長の成田裕之さんに「市民協働」の一環である「市民活動」についてお話を聞きました。

「えべつ協働ねっとわーく」が活動を始めたきっかけは

「えべつ協働ねっとわーく」が出来るまでは、市内に多くの市民活動団体がありながらも、それぞれの団体が、ほかにどのような市民活動団体があるのかをお互いに把握できていませんでした。そのため、活動に必要な情

報やほかの団体との意見交換、連携などが取りづらい状況にありました。

そこで、情報の提供や相談などが出来る窓口が必要だと感じたのが、この活動を始めるように思っただけです。

「えべつ協働ねっとわーく」の活動内容は

「えべつ協働ねっとわーく」は市民活動の相談やサポートが主な活動ですが、協働ねっとわーくの名前のとおり、市民活動団体と市民、行政、大学、企業の橋渡しの役割も担っています。

また、会議スペースや印刷機器の貸出なども行っている

ほか、市民活動団体が抱えている課題の解決のためにセミナーや研修、交流会を開いたりしています。

そのほかにも、地域のまちづくり活動として商店街との連携、地域に愛着を持ってもらうために江別まち検定も開催しています。

活動を知ってもらうためのニュースレターの発行やWEB発信、市民活動見本市なども行っています。

江別の市民活動について

多くの市民活動の相談やサポートをする中で、江別の市民活動は、他市町村と比べて、演劇や音楽といった文化活動

が盛んな印象を持ちました。

また、意欲的に活動されている方も多くですし、他市町村と比べても、劣るところはないと思います。

ただ、市内の市民活動全体に言えることですが、活動をあまり知られていないという課題があると考えています。

発展しているけれど、広がり薄いという感じがしますね。

活動があまり知られていない要因としては、現役世代は市外へ仕事に行き、住んでいる江別へ帰ってくるという方が多いと思われれますが、現役世代が市内の情報を知りづらいということが考えられます。

「えべつ協働ねっとわーく」が関わった活動例



ブックストリートを体験してみよう！



小中学生に協働を知ってもらう早朝ミニ講座



江別市民活動見本市



みんなで進める協働のまちづくり



出前環境学校
江別世界市民のつどい

「市民活動をしている方やこれから活動を始めようと思っっている方へ」

一部の人だけが江別のまちづくりに関わるのではなく、多くの人が協働し、市民活動やまちづくりに関わることで、ただ江別という場所に住んでいるだけで終わらずに、江別に住んでいて良かったと思える人が増えていくといいなと思います。

また、市民活動を行っていくうえで、自分自身や団体だけではどうしても解決できない問題は必ず出てきます。

その際に、自分たちでは無理だ、できないと諦めてしまわないで、何かできる方法がないか考えたり、相談してみたいです。多様な主体が協力して、それぞれの得意分野を活かせば解決できる問題はたくさんあります。

市民活動は、江別のまちづくりという点でもとても良い活動ですので、すぐに諦めず、何とか解決への道を探してほしいですし、私たちが積極的にサポートし、問題解決に協力したいと考えています。

市民活動は、自分の好きなことや得意なことをする活動

であって、嫌なことを無理やりするものではありません。「これなら楽しいかも」「これなら得意」「これくらいなら協力できそう」という気持ちで気軽に活動に参加してほしいですね。

「今後、予定している活動やイベントなど」

11月20日(土)に江別市民活動見本市を開催します。

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で市民活動団体のステージイベントや発表会などは行えませんが、約30団体以上の市民活動団体の活動紹介展示パネルを設置したり、オンラインで市民活動団体の方にインタビューをした映像を流したりする予定です。

ぜひ、市内にどのような団体があつて、どのような活動をしているかを知りたいか、として、江別市民活動見本市のパネルやインタビュー映像を見ていただければと思います。

その中で、自分でも参加できそうな活動があれば積極的に参加していただけたら嬉しいです。

意見公募(パブリックコメント)を募集します

● 自治基本条例検討委員会提言書に対する市の考え方

募集期間 11/29(月)～1/7(金)(必着)

意見の提出方法 所定または任意の様式に住所・氏名を明記し、郵送・ファクス・メール・持参。電話不可

意見の公開 個人を特定されない形で市HPなどで公開予定

提出先・詳細 市民生活課 〒067-8674 高砂町6
FAX:381-1070 Email:shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp

資料の配布場所 市役所1階情報公開コーナー、大森出張所、情報図書館、公民館、豊幌地区センター、市民交流施設がらっと、市HP

市民活動セミナー・ワークショップ

参加無料

「SDGs de 地方創生」ゲームで体験!～市民活動が活性化するための対話と協働～

カードゲームを使って、地域づくりや具体的な活動を学び、さまざまな立場で協働を体感できるワークショップです。市民活動やまちづくりに興味のある方はぜひ参加してみませんか。

日時 令和3年11月20日(土) 13:00～16:00

場所 市民交流施設がらっと

参加定員 20名(先着順)

申込方法 11月15日(月)までに、江別市民活動センター・あい
(☎ 374-1460 ☎ 374-1461 Eメール info@center-i.jp)へ連絡

～みんなが「主役」でつくる まち～

まちづくりへの市民参加



市民を主役としたまちづくり(市民自治)を実現するために、平成21年に「江別市自治基本条例」を制定しました。また、平成27年には、自治基本条例で定めている「まちづくりへの市民参加」をさらに進めるために「江別市市民参加条例」を制定しています。「こんなまちにしたい!」「こんなまちに住みたい!」そのような皆さんの意見を市に伝えることができる「市民参加」について、一緒に考えてみませんか? [\[詳細\]](#) 市民生活課 ☎ 381-1124



市民参加って
なんだろう?

市民参加とは、新たに総合計画が策定されるときや、重要な条例などが制定・改訂・廃止されるときなど、私たちの暮らしに大きな影響が及ぶことを行う場合に、広く市民に情報を提供し、意見を求め、その意見を市の取り組みに反映させる制度です。市民からより多くの意見が集まることで、多様化するニーズや価値観を市政に反映することができます。

～市民参加の例～

- 審議会や協議会などの委員公募に応募する
- 市民説明会やワークショップに参加する
- 意見公募(パブリックコメント)に意見を提出する
- 市職員が市政についてお話しする出前講座に参加する
- アンケート調査に回答する など

いろいろな方法で
「市政」に参加できます!



市民参加って
誰が参加できるの?

市内に住所がある人だけでなく、市内で働く人や市内の学校に通う学生、事業所や店舗を設けて事業活動をしている法人、ボランティア活動などの市民活動を行っている団体や個人など、広く参加できます。年齢や性別、国籍の違い、障がいの有無などは関係ありません。

近年、自治基本条例の条文と解説が分かりやすく改訂



check 昨年度の市民参加実施状況は、市ホームページに掲載しているほか、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、情報図書館、市民会館、公民館、市民交流施設ぱらっとなどで配布しています。

市に関わりのある人は
誰でも参加できます!



令和5年度分
市民参加予定
事業はこちら



ふだんの生活にプラス1
ここにもあるある!

協働のまちづくり Part22

[\[詳細\]](#) 市民生活課 ☎ 381-1124

演劇で地域を豊かに



江別演劇プロジェクト Winds は、人と人が直接出会うことによって成り立つ演劇を、鑑賞や準備活動で多くの出会いや感動を提供できる芸術表現であると考えています。子どもたちの育成を目的に、中高生を演劇鑑賞に無料招待する「未来へのチケット」の取り組みのほか、演劇ワークショップを通じて、市内の外国人と共生する活動など、豊かな個性にあふれた社会を目指して活動しています。9月13日(水)19時から、えぼあホールでELEVEN NINES「ひかりごけ」の上演を予定しています。

活動のお問い合わせ: 江別演劇プロジェクト Winds ☎ 090-8637-8461 (平田) Eメール ebtwinds@gmail.com

令和5年度 江別市
市民参加実施状況
(一部抜粋)

江 別 市

(令和6年9月)

はじめに

江別市では、市民が主役のまちづくりを実現するため、市政への「市民参加」を推進しています。

本書では、江別市市民参加条例第12条に基づき、市民参加の手続が適正に運用されているかどうかについて、令和5年度の市民参加の実施状況を公表します。

市民参加の対象について

【江別市市民参加条例】

第4条 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行うときは、市民参加を求めるものとする。

- (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- (1) 条例の改正又は計画の変更で、その内容が軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- (4) 市長等の内部の事務処理に関するもの
- (5) 市長等の裁量の余地がないと認められるもの

【表 1】
市民参加条例第 4 条（ 1 ） ～ （ 4 ） に該当する案件

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	43
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	12
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	13
その他 1	報告事項や確認事項のみである。	0
その他 2	その他 1 以外の事由	1
合計		69

【表1】市民参加条例第4条（1）～（4）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
1	江別市地域防災計画の修正	附属機関等	江別市防災会議	1	34	2	0				
2	江別市本庁舎建設基本計画の策定	附属機関等	江別市本庁舎建設基本計画検討委員会	5	15	2	14				
		意見公募(パブリックコメント)	江別市本庁舎建設基本計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)	1				11	82		
		市民説明会	江別市本庁舎建設基本計画(案)に関する市民説明会	1						26	0
		ワークショップ	江別市本庁舎建設基本計画に関する市民ワークショップ	2							
		ワークショップ	江別市本庁舎建設基本計画に関するインターンシップ参加大学生によるワークショップ	1							
3	江別市地域公共交通計画の策定	附属機関等	江別市地域公共交通活性化協議会	1(2)	22	2	1(2)				
		意見公募(パブリックコメント)	江別市地域公共交通計画(案)に対する意見公募	1				6	10		
4	江別市行政改革推進委員会	附属機関等		4	10	4	1				
5	第7次江別市総合計画の策定に係る取組	意見公募(パブリックコメント)	えべつ未来づくりビジョン<第7次江別市総合計画>の素案に対する意見公募(パブリックコメント)	1				13	57		
		市民説明会	えべつ未来づくりビジョン市民説明会	1						68	
		アンケート	初期値把握のための市民アンケート	1							
		附属機関等	江別市行政審議会	4	20	4	7				
6	第2期江別市強靱化地域計画の策定	意見公募(パブリックコメント)	第2期江別市強靱化地域計画(案)に対する意見公募	1				3	3		
7	札幌圏都市計画道路の変更	附属機関等	江別市都市計画審議会	2(4)	20	2	2(4)				
8	札幌圏都市計画その他の処理施設の変更	附属機関等	江別市都市計画審議会	2(4)	20	2	2(4)				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					A	江別市地域防災計画の原案について審議し、修正等を行った。		総務部危機対策・防災担当
					A	江別市本庁舎建設基本計画について審議し、意見等を踏まえて策定した。		総務部庁舎建設推進室 (庁舎耐震化担当)
					A	江別市本庁舎建設基本計画策定時に、意見82件のうち1件の内容を盛り込んだ。		
					A	江別市本庁舎建設基本計画策定時に、市民説明会を行い、意見公募の提出につなげた。		
34	1				A	江別市本庁舎建設基本計画策定時に、意見を内容に盛り込んだ。		
6	0				A	江別市本庁舎建設基本計画策定時に、意見を内容に盛り込んだ。		
					A	計画(案)について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った。		企画政策部政策推進課 (公共交通担当)
					B	計画(案)に対する意見等を踏まえ検討した。		
					A	行政改革の推進及び行政評価制度に関する助言等を受けたほか、行政改革大綱及び推進計画策定に向け協議し、意見等を案に反映した。		企画政策部政策推進課 (政策推進担当)
					A	意見結果を受け、最終案へ反映した。		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)
					C	パブリックコメント実施にあたっての素案の報告とパネルディスカッションを実施した。		
		3,000	1,301	43.4	C	第7次江別市総合計画の指標(初期値)把握調査を実施。(令和5年12月実施)		
					A	第7次江別市総合計画の案について答申を受けた。	4回のうち1回は答申手交式	
					B	計画(案)に対する意見等を踏まえ検討した。		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)
					A	都市計画変更案について、審議した。		企画政策部都市計画課
					A	都市計画変更案について、審議した。		企画政策部都市計画課

【表1】市民参加条例第4条（1）～（4）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
9	江別市都市計画マスタープランの改定	附属機関等	江別市都市計画審議会	4(4)	20	2	4(4)				
		意見公募(パブリックコメント)	「江別市都市計画マスタープラン2024」の素案について					3	8		
10	江別市立地適正化計画の策定	附属機関等	江別市都市計画審議会	4(4)	20	2	4(4)				
		意見公募(パブリックコメント)	「江別市立地適正化計画」の素案について	1				3	9		
11	江別市DX推進方針の策定	附属機関等	江別市未来型政策検討委員会	3	13	2	0				
		意見公募(パブリックコメント)	江別市DX推進方針(案)に対する意見公募	1				2	2		
12	第3次江別市男女共同参画基本計画の策定	附属機関等	江別市男女共同参画審議会	4(6)	12	4	4(4)				
		アンケート	江別市男女共同参画アンケート	1							
		意見公募(パブリックコメント)	「第3次江別市男女共同参画基本計画(素案)」について	1				4	14		
13	第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	附属機関等	江別市環境審議会	3	15	2	2				
		意見公募(パブリックコメント)	第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定についての意見公募	1				2	23		
		ワークショップ	江別市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に係る協議会	4							
14	第2次江別市緑の基本計画策定	附属機関等	江別市緑化推進審議会	2	10	2	1				
		意見公募(パブリックコメント)	第2次江別市緑の基本計画(素案)に係る意見公募(パブリックコメント)	1				4	14		
15	ごみ収集日等の見直し	附属機関等	江別市廃棄物減量等推進審議会	3	13	4	6				
16	江別市かわまちづくり事業	附属機関等	江別市かわまちづくり協議会	2	8	2	1				
		ワークショップ	江別かわまちづくりワーキンググループ	6							

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					A	江別市都市計画マスタープランの原案について審議し、意見等を踏まえて改定を行った。		企画政策部都市計画課
					A	「江別市都市計画マスタープラン2024」策定時に、意見8件のうち1件の内容を盛り込んだ。		
					A	江別市立地適正化計画について審議し、意見等を踏まえて計画の策定を行った。		企画政策部都市計画課
					B	「江別市立地適正化計画」策定時に、意見9件の内容を踏まえ検討した。		
					A	江別市DX推進方針について協議し、意見等を反映した。		企画政策部デジタル政策室 デジタル政策担当
					B	江別市DX推進方針について、意見を踏まえ検討した。		
					A	第3次男女共同参画基本計画の素案について審議し、修正等を行った。		生活環境部市民生活課(市民協働担当)
		1500	500	33.3	A	アンケート結果を第3次男女共同参画基本計画に掲載した。		
					A	14件の意見の内、意見を受けて案に反映するものが2件あった。		
					A	計画素案について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った		生活環境部環境室環境課
					A	意見23件のうち5件を計画素案に反映した	前年度までに市民へのアンケート調査は実施済み	
34	—				A	各方面の参加者からの意見等を踏まえて、計画素案について修正等を行った	事業者、金融機関のメンバーがいるため、会議は非公開としているが、意見の概要は公表している	
					A	委員意見を踏まえ計画案を修正した。		生活環境部環境室環境課
					A	1件の意見を反映し、計画案を修正した。		生活環境部環境室環境課
					C	委員から出された意見を今後の参考とする。		生活環境部環境室 廃棄物対策課
					A	かわまちづくり計画や旧岡田倉庫の整備について審議を行い、意見等を反映させた		経済部商工労働課
49					A	旧岡田倉庫の利活用など具体的な内容に対し議論を行い、意見等を反映させた		

【表1】市民参加条例第4条（1）～（4）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
17	第2次江別市観光振興計画の策定	附属機関等	第2次江別市観光振興計画策定委員会	4	8	1	1				
		意見公募(パブリックコメント)	第2次江別市観光振興計画(案)に対する意見公募	1				2	3		
		アンケート調査	江別市観光に関する意識調査	1							
18	第4次江別市食育推進計画の策定	意見公募(パブリックコメント)	第4次江別市食育推進計画についての意見公募	1				1	1		
		附属機関等	第4次江別市食育推進計画策定委員会	4	11	2					
19	農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)の策定	意見公募(パブリックコメント)	農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)についての意見公募	1				1	1		
20	第5次農業振興計画の策定	アンケート調査	江別市農業振興計画策定に係る農業者意識調査	1							
		意見公募(パブリックコメント)	第5次江別市農業振興計画についての意見公募	1				1	6		
21	第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画の策定	附属機関等	江別市障がい福祉計画等策定委員会	5	13	2	5				
		意見公募(パブリックコメント)	「障がい者支援・えべつ21プラン(案)」について					5	6		
22	高齢者総合計画の策定	附属機関等	江別市介護保険事業等運営委員会	5	14	2	7				
		意見公募(パブリックコメント)	次期高齢者総合計画(案)について、意見を募集する。	1				2	4		
23	えべつ市民健康づくりプラン21(第3次)の策定	附属機関等	江別市民健康づくり推進協議会	4	17	1	2				
		意見公募(パブリックコメント)	えべつ市民健康づくりプラン(第3次)の策定についての意見公募	1				2	2		
		アンケート調査	食と健康に関する実態調査								
24	第2次江別市自殺対策計画の策定	附属機関等	江別市民健康づくり推進協議会	4	17	1	2				
		意見公募(パブリックコメント)	第2次江別市自殺対策計画の策定についての意見公募	1				1	1		

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					B	第2次江別市観光振興計画の原案について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った。		経済部観光振興課
					C	意見公募3件のうち、2件を「計画案の変更はないが今後の参考とするもの」、1件を「その他の意見」として扱った。		
		100	100	100.0	B	第2次江別市観光振興計画策定時に、アンケート結果から得られた課題を踏まえて内容の検討を行った。		
					C	第4次江別市食育推進計画に反映していないが、今後の取組の参考とした。		経済部農業振興課
					A	第4次江別市食育推進計画について、委員会にて協議した内容をもとに、計画を策定した。		
					C	農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)に反映していないが、今後の関係者との協議の参考とした。		経済部農業振興課
		437	132	30.2	A	第5次農業振興計画策定時に、農業者意識調査の結果を踏まえ、方向性を定めた。		経済部農業振興課
					C	第5次農業振興計画に反映していないが、今後の取組及び関係者との協議の参考とした。		
					A	第7期障がい福祉計画／第3期障がい児福祉計画の策定時に委員会議事等を踏まえて、内容の検討を行った。		健康福祉部障がい福祉課／こども家庭部子育て支援課
					A	江別市高齢者総合計画の原案について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った。		健康福祉部介護保険課
					その他2	すでに計画案に盛り込まれているもの、本計画に盛り込むべきものではないものの意見のみであったため、計画への反映はしなかった。		
					A	協議会で委員から出された様々なご意見を踏まえ、事務局案を修正または追加するなど、計画に反映した		健康福祉部健康推進室保健センター
					C			
		3000	1164	38.8	B	えべつ市民健康づくりプラン21(第3次)策定にあたり、目標および評価指標の設定の参考とした		健康福祉部健康推進室健康推進担当
					A	協議会で委員から出された様々なご意見を踏まえ、事務局案を修正または追加するなど、計画に反映した		健康福祉部健康推進室保健センター
					C			

【表1】市民参加条例第4条（1）～（4）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
25	第3期江別市国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画の策定	附属機関等	江別市国民健康保険運営協議会	1(2)	11	3	0(1)				
		意見公募(パブリックコメント)	第3期江別市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画案についての意見公募	1				1	1		
26	第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る取組	アンケート調査	第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査	1							
		附属機関等	江別市子ども・子育て会議	1	14	3	0				
27	第2次空家等対策計画の策定	アンケート調査	江別市の住宅等所有者の意向に関するアンケート調査	1							
		附属機関等	江別市空家等対策協議会	4	11	2	0				
		意見公募(パブリックコメント)	第2次江別市空家等対策計画(案)に関する意見公募(パブリックコメント)	1				2	2		
28	第10期江別市社会教育総合計画の策定	附属機関等	江別市社会教育委員の会議	3	10	2	1				
		意見公募(パブリックコメント)	第10期江別市社会教育総合計画の策定についての意見公募	1				1	1		
29	第7期江別市スポーツ推進計画策定に係る方針等審議	附属機関等	江別市スポーツ推進審議会	3	11	1					
		意見公募(パブリックコメント)	「第7期江別市スポーツ推進計画(案)」について					1	1		
30	第4期江別市子どもの読書活動推進計画の策定	附属機関等	江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会	4	7	2	1				
		意見公募(パブリックコメント)	「第4期江別市子どもの読書活動推進計画(案)」について	1				2	8		
31	第3期江別市学校教育基本計画の策定	附属機関等	江別市学校教育基本計画策定懇話会	4	7	2	1				
		意見公募(パブリックコメント)	第3期江別市学校教育基本計画(案)についての意見公募(パブリックコメント)	1				4	10		
32	江別市いじめ防止基本方針の改定	意見公募(パブリックコメント)	「江別市いじめ防止基本方針改定案」に対する意見公募(パブリックコメント)	1				3	6		

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					A	協議会で委員から出された様々なご意見を踏まえ、事務局案を修正または追加するなど、計画に反映した		
					C	いただいた意見は、今後の各施策を検討する際の参考とするため関係課に提供		健康福祉部国保年金課、健康推進室保健センター
		(配布数)	1,500	769	51.3%	C	第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、基礎資料とする	(就学前の子を持つ保護者)
		(配布数)	1,500	969	46.4%			(小学生の子を持つ保護者)
					B	アンケートにおける調査票の内容について検討を行った		子ども家庭部子育て支援課
			305	143	46.3	A	調査結果を計画策定に向けた基礎資料として活用した	
					A	計画等の検討、意見を踏まえて策定した		建設部建築指導課建築政策担当
					A	2件中1件は計画案と意見の趣旨が同様であった		
					A	第10期江別市社会教育総合計画の原案について協議し、意見を踏まえて修正等を行った。		教育部生涯学習課
					B	計画(案)に対する意見等を踏まえ検討した。		
					B	江別市スポーツ推進審議会において第7期スポーツ推進計画の策定について意見をいただき、意見を踏まえて検討を行った。		教育部スポーツ課
					A	計画素案の修正		教育部情報図書館
					C	今後の参考		
					A	江別市学校教育基本計画案について審議し、意見等を踏まえて策定した。		教育部学校教育支援室学校教育課
					A	第3期江別市学校教育基本策定時に、意見10件のうち3件の内容を盛り込んだ。		
					C			教育部学校教育支援室教育支援課

【表 1】市民参加条例第 4 条（１）～（４）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
33	江別市上下水道ビジョン中間見直し	附属機関等	江別市上下水道事業運営検討委員会	3	10	2	6				
		意見公募(パブリックコメント)	江別市上下水道ビジョン中間見直し(案)に対する意見公募	1				1	1		
34	江別市立病院経営強化プランの策定	附属機関等	江別市立病院経営評価委員会	4(5)	9	1	29(38)				
		アンケート調査	江別市立病院 医療と経営についてのアンケート調査	1							
		意見公募(パブリックコメント)	江別市立病院経営強化プラン(案)に対する意見募集	1				7	31		

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					A	見直し(案)について、委員会での審議踏まえ検討した。		水道部総務課
					B	見直し(案)に対する意見等を踏まえ検討した。		
					A	江別市立病院経営強化プランの原案について審議し、意見等を踏まえて修正等を行ったほか、令和4年度決算に対する点検・評価意見書が提出され、これに基づき取り組みの参考とした	年度内5回開催のうち1回は非公開(他の民間医療機関情報、公共の医療提供に関して委員が自由に率直な意見交換を実施するため)の意見交換会	市立病院事務局経営企画室 経営企画課
		2000	661	33.1	B	江別市立病院経営強化プラン策定時に、アンケート結果から得られた市民ニーズを踏まえて内容の検討を行った		
					A	江別市立病院経営強化プラン策定時に、意見31件のうち、1件を案に反映した	案と意見の趣旨が同様8件、案に反映しないが今後の参考等とするもの12件、案に反映しないもの1件、その他の意見9件	

【表2】
市民参加条例第4条2（1）～（5）に該当する案件

※令和5年度においては、表記該当条項に該当する案件はありませんでした。

【表3】 その他実施状況（表1、表2以外の案件）

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	2
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	8
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	5
その他1	報告事項や確認事項のみである。	0
その他2	その他1以外の事由	1
合計		16

(表3) その他実施状況(表1、表2 記載分を除く)

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
1	江別市表彰審議委員会	附属機関等		1	10	0	非公開				
2	江別市旧野幌屯田兵村財産審議会	附属機関等		1	12	0	0				
3	江別市情報公開審議会	附属機関等		1	5	0	0				
4	江別市個人情報保護審査会	附属機関等		1	5	0	0				
5	江別市特別職報酬等審議会	附属機関等		1	8	0	0				
6	江別市指定管理者選定委員会	附属機関等		2	5	0	2				
7	江別市指定管理者外部評価委員会	附属機関等		1	5	0	非公開				
8	第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン案	意見公募(パブリックコメント)	「第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン案」についての意見公募	1				0	0		
9	江別市生涯活躍のまち整備事業地域再生協議会	附属機関等		2	14	1	3				
10	第2期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理	附属機関等	江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議	2	12	0	0				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
							【公募委員を含めていない理由】 法令規定により委員の構成が定められているため 【非公開理由】 個人に関する情報を取り扱うため、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【審議内容】 令和5年度江別市市政功労者及び市政功績者に該当する被表彰者の選考を行った。	総務部総務課
							【公募委員を含めていない理由】 屯田兵子孫により構成されるため 【審議内容】 財産の維持管理状況の報告を行い、管理体制を確認した。	
							【公募を含めていない理由】 法令規定により委員の構成が定められているため 【審議内容】 令和4年度の情報公開制度の実施状況の報告を行った。	
							【公募を含めていない理由】 法令規定により委員の構成が定められているため 【審議内容】 令和4年度の個人情報保護制度の実施状況の報告を行った。	
							【公募委員を含めていない理由】 社会経済情勢、江別市の財政状況などから、特別職の報酬額が適性であるかどうか専門的な見地から審議を行うため。 【審議内容】 特別職の報酬等について審議を行う。	総務部職員課
							【公募委員を含めていない理由】 公募団体との利害関係の判別が難しいため 【非公開理由】 公開することにより、指定管理者選定委員が自由で率直な意見の交換ができなくなるおそれがあると判断されるため ※公募団体のプレゼン部分については公開している。(人数については傍聴者数のおり)	総務部契約管財課
							【公募委員を含めていない理由】 指定管理団体との利害関係の判別が難しいため 【非公開理由】 公開することにより、指定管理者外部評価委員が自由で率直な意見の交換ができなくなるおそれがあると判断されるため	総務部契約管財課
					その他2	募集をしたが、意見提出はありませんでした。	意見提出0件	企画政策部企画課
					A	生涯活躍のまち形成事業計画及び地域交流事業の進捗状況を報告し、意見等を踏まえ事業の見直しを行った。		企画政策部政策推進課 (政策推進担当)
							【有識者会議に公募委員を含めていなかった理由】 総合的かつ専門的な見地から意見を聴取する会議であったため 令和6年5月に当有識者会議は解散し、新たに「江別市総合戦略推進委員会」を設置。公募委員2名が参画。	企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)

(表3) その他実施状況(表1、表2 記載分を除く)

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
11	第6次江別市総合計画の進捗管理	アンケート調査	まちづくり市民アンケート調査	1							
			江別市転入アンケート調査	1							
12	江別市景観委員会	附属機関等		1	7	2	0				
13	市民幸福度の実態調査	アンケート調査	地域における豊かな暮らし(Well-being)指標に関する市民アンケート調査	1							
14	第11次江別市交通安全計画における実施結果報告及び実施予定について	附属機関等	江別市交通安全対策会議	1	8	1	0				
15	江別市環境推進員会議	附属機関等		1	10	10	0				
16	江別市経済審議会	附属機関等		4	17	2	1				
17	江別市社会福祉審議会	附属機関等		2	24	3	0				
18	江別市民生委員推薦会	附属機関等		6	10	0	非公開				
19	江別市福祉有償運送運営協議会	附属機関等		1	10	0	0				
20	江別障害者総合支援認定審査会	附属機関等		22	24	0	非公開				
21	江別市国民健康保険運営協議会	附属機関等		2	11	3	1				
22	江別市成年後見制度利用促進協議会	附属機関等		2	7	0	0				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
		3,000	1,182	39.4	C	現行の第6次江別市総合計画の進捗を管理する。(令和5年5月実施)		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)
		1,929	515	26.7	C	現行の第6次江別市総合計画における未来戦略の進捗を管理する。(令和5年5月実施)		
					A	第3回えべつ都市景観フォトコンの開催内容の報告を行った。		企画政策部都市計画課
		1500	655	43.7	C	市民の多様な意識や行動を把握し、今後の施策立案の基礎資料とした。		企画政策部デジタル政策室デジタル政策担当
					C	道路交通環境整備や交通安全思想の普及啓発の方法等今後の交通事故防止対策の参考として活用。	書面開催	生活環境部市民生活課 (市民活動係)
					B	江別市環境推進員設置要綱第2条1項の規定に基づく事項について検討した。	【非公開理由】 公開することにより、環境推進員が自由に率直な意見の交換ができなくなる恐れがあると判断されたので、非公開で実施。	生活環境部環境室環境課
					B	経済部内各課の主要政策について、委員からの意見等を踏まえて、内容の検討を行った。		経済部商工労働課
					B	江別市における社会福祉に関する事項を審議した。		健康福祉部 管理課
							【公募委員を含めていない理由】 法令により委員の構成が定められているほか、個人に関する情報を多く取り扱うため 【非公開理由】 個人に関する情報を取り扱い、公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため、非公開で実施	健康福祉部 管理課
							【公募委員を含めていない理由】 要綱により委員の構成が定められているほか、個人に関する情報を多く取り扱うため 【審議内容】 江別市における自家用有償旅客運送の必要性、旅客から收受する対価その他自家用有償旅客運送の適性な運営の確保について協議を行った。 【非公開理由】 個人情報を取り扱うため、非公開で実施。	健康福祉部 障がい福祉課
							【公募委員を含めていない理由】 法令により委員の構成が定められているため 【審議内容】 障害福祉サービスを受けようとする障がい者に対し、障害支援区分を認定するため、審査判定を行った。 【非公開理由】 特定の個人を識別できる情報があり、審査判定に関する意志決定の中立性を害する恐れがあるため。	健康福祉部 障がい福祉課
					B	国民健康保険制度について委員からの意見を参考とし内容の検討を行った。		健康福祉部国保年金課
							【公募委員を含めていない理由】 法律や関係法令に精通し、高度な専門的な知識を有することが求められるため	健康福祉部介護保険課

(表3) その他実施状況(表1、表2 記載分を除く)

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
23	江別市予防接種健康被害調査委員会	附属機関等		1	4	0	0				
24	江別市子どもの生活実態調査・ヤングケアラー調査	アンケート調査	江別市子どもの生活実態調査・ヤングケアラー調査	1							
		附属機関等	江別市子ども・子育て会議	2	14	3	5				
25	江別市営住宅運営委員会	附属機関等		1	7	2	1				
26	江別市中高層建築物紛争調整委員会	附属機関等		1	3	0	0				
27	江別市学校運営委員会 江別第一小学校	附属機関等		3	10	0	0				
28	江別市学校運営委員会 豊幌小学校	附属機関等		3	10	0	0				
29	江別市学校運営委員会 江別太小学校	附属機関等		3	10	0	0				
30	江別市学校運営委員会 大麻小学校	附属機関等		3	10	0	1				
31	江別市学校運営委員会 対雁小学校	附属機関等		3	10	0	0				
32	江別市学校運営委員会 野幌小学校	附属機関等		3	9	0	0				
33	江別市学校運営委員会 東野幌小学校	附属機関等		3	10	0	0				
34	江別市学校運営委員会 大麻東小学校	附属機関等		3	10	0	1				
35	江別市学校運営委員会 大麻西小学校	附属機関等		3	10	0	0				
36	江別市学校運営委員会 中央小学校	附属機関等		3	10	0	0				

(表3) その他実施状況(表1、表2 記載分を除く)

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数(人)	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
37	江別市学校運営委員会 大麻泉小学校	附属機関等		3	10	0	2				
38	江別市学校運営委員会 野幌若葉小学校	附属機関等		3	9	0	0				
39	江別市学校運営委員会 北光小学校	附属機関等		3	9	0	0				
40	江別市学校運営委員会 文京台小学校	附属機関等		3	10	0	0				
41	江別市学校運営委員会 いずみ野小学校	附属機関等		4	10	0	1				
42	江別市学校運営委員会 上江別小学校	附属機関等		3	10	0	0				
43	江別市学校運営委員会 江別第一中学校	附属機関等		3	9	0	0				
44	江別市学校運営委員会 江別第三中学校	附属機関等		3	10	0	0				
45	江別市学校運営委員会 野幌中学校	附属機関等		3	9	0	0				
46	江別市学校運営委員会 大麻中学校	附属機関等		3	10	0	0				
47	江別市学校運営委員会 大麻東中学校	附属機関等		3	8	0	0				
48	江別市学校運営委員会 江陽中学校	附属機関等		3	8	0	0				
49	江別市学校運営委員会 中央中学校	附属機関等		3	9	0	1				
50	江別市学校運営委員会 江別第二中学校区	附属機関等		3	14	0	0				
51	文化財保護委員会	附属機関等		2	10	0	4				
52	江別市立小学校及び中学校通学 区域審議会	附属機関等		1	11	2	0				

(表3) その他実施状況 (表1、表2 記載分を除く)

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
53	江別市奨学審議委員会	附属機関等		1	8	0	非公開				
54	江別市部活動の在り方検討委員会	附属機関等		3	9	0	3				
55	江別市教育支援委員会	附属機関等		5	18	0	非公開				
56	江別市青少年健全育成協議会	附属機関等		1	14	2	0				
57	江別市いじめ防止対策審議会	附属機関等		6	5	0	非公開				
58	江別市消防委員会	附属機関等		2	7	0	0				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程 度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収率 (%)				
							【公募委員を含めていない理由】 非公開理由に同じ 【非公開理由】 奨学生世帯の所得状況などについて審議することから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	教育部学校教育支援室学 校教育課
							【公募委員を含めていない理由】 スポーツ・文化芸術活動に関する専門的な知識を必要とするため	教育部学校教育支援室学 校教育課
							【公募委員を含めていない理由】 条例により委員の構成が定められているため 【非公開理由】 個人情報を取り扱うため	教育部学校教育支援室教育 支援課
					B	江別市少年育成委員の活動状況について報告し、解散について意見を伺った。		教育部学校教育支援室教育 支援課
							【非公開理由】 個人情報を取り扱うため	教育部学校教育支援室教育 支援課
							【公募委員を含めていない理由】 消防行政に関する専門的知識を必要とするため	消防本部総務課

令和5年度 江別市市民参加実施状況

令和6年9月

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当

江別市の市民参加についての詳しい内容はこちらをご覧ください。
<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/4/30/>





交通安全市民総決起集会として、市役所前の国道12号沿いで交通安全を呼び掛ける「旗の波運動」を実施します。小雨決行。直接会場へ。
 日 9月20日(金)14時 ~ 所 市民会館(市民生活課 ☎381-1096)

ふだんの生活にプラス1

ここにもあるある!

協働のまちづくり

問 市民生活課 ☎381-1124

Part34

シーグラスクラフトを体験してみませんか?

年間800万トンものごみが海に流入していると考えられており、問題になっているのを知っていますか?

今回は酪農学園大学ボランティアクラブの取り組みの1つ「シーグラスクラフト体験」をご紹介します。

ボランティア活動として、海岸沿いにポイ捨てされたごみを拾うだけではなく、その現状を多くの人に身近に感じてもらうため、ごみ拾いで回収した物の中で「シーグラス」と呼ばれる、角の取れたガラスを再利用し、アクセサリやフォトフレームなどに張り付けるクラフト体験を親子向けに実施しています。

この活動を通してごみの排出量やポイ捨ての減少につなげるとともに、体験者の人たちに環境問題について認識を高め、考えてもらうきっかけとなることを願い、今年も9/28(土)に長沼町で開催される「夕やけ市」などに出席予定です。



問 酪農学園大学ボランティアクラブ
 ✉ rguvolunteerclub@gmail.com

- ③ いきいきシニアスクール(防災について)
- 日 ①9月4日(水)8時30分開場
- ②9月16日(月・祝)
- ③9月18日(水)13時30分
- 所 ①市民会館
- ②清美湯、東の湯、松の湯
- ③総合社会福祉センター
- 対 ②市内在住の65歳以上の方とその介添者(家族の介添も可)
- ¥ ②1人200円
- 問 ①②介護保険課 ☎381-1067
- ③社会福祉協議会 ☎385-1234
- 介護予防教室
- シニアの元氣アップ講座
- いつまでも元気で、自分らしく暮らすための必要な運動、栄養、口腔ケア、認知症予防に関する知識をリハビリ専門職、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職から学びます。9月2日(月)から電話申し込み。
- 日 ①10月11日(金)・18日(金)
- ②10月22日(火)・29日(火)
- いずれも9時30分~12時
- 所 ①区画整理記念会館
- ②文京台地区センター
- 対 おおむね65歳以上で2日間受講でき、過去1年受講歴のない市民、各先着20名
- 申 ①江別第二地域包括支援センター ☎389-5420
- ②大麻第一地域包括支援センター ☎388-5100

偶者 ※65歳の誕生日の前々日までに請求が必要。障害基礎年金などを受給している方は対象外

甲 国保年金課 ☎381-10208
 新さっぽろ年金事務所お客様相談室 ☎892-9313

福祉除雪サービス

高齢者や障がい者の方々などが冬期間を安心して暮らせるよう、公道除雪後の間口の置き雪を置きかえるサービスを実施しています。9月30日(月)までに申

し込み。年齢などの要件あり。詳細はお問い合わせください。

甲 社会福祉協議会 ☎385-1234

自立を目的に、公共交通機関で障害福祉サービス事業所、地域活動支援センターなどの施設に通う方に、交通費の一部の助成をします。10月11日(金)までに前分(4~9月分)の交通費を郵送し申し込み。令和5年度後期分を受給した方には9月下旬頃に申請書を送りま

自立促進交通費の申請

す。今回初めて申請を希望する方はお問い合わせください。

対 身体障害者手帳・療育手帳の所持者、精神障がい者など

甲 障がい福祉課
 〒067-8674 高砂町6
 ☎381-1031 FAX 381-1073
 ✉ fukushi@city.ebetsu.lg.jp

シルバークイック行事

①開会式、高齢者健康優良者表彰式、江高連60周年記念事業(功労者表彰)、演芸大会など

②公衆浴場の特別開放



市内団体

まちの灯 朗読会

日時：8/7(水) 14:00～15:00 会場：野幌公民館 研修室5号 内容：百田尚樹著「深夜の乗客」山本周五郎著「晩秋」 詳細：朗読ボランティアまちの灯(石黒) ☎ 381-6160 ※事前予約不要、直接会場へ

夏休み科学工作教室

自分で作るトランジスタラジオ！！

夏休みに科学工作教室に参加して、自分で作る達成感を味わってみませんか。

日時：8/8(木) 9:30～11:30

会場：市民交流施設「がらっと」(東野幌本町6-43) 講師：高橋一郎さん 渡辺輝次さん 対象：小学4年生以上 定員：先着10名 受講料：1,000円(材料費) 申込・詳細：江別生涯学習インストラクターの会(松山) ☎ 383-5751 ※留守番電話に名前と電話番号を入れてください



フリーマーケット出店者募集

日時：9/8(日) 9:00～13:00(雨天中止) 会場：市役所正面駐車場(高砂町6) 対象：アマチュアに限る 出店料：手持ち出店2,000円 車出店3,000円 申込・詳細：開催日の10日前必着で往復はがき、ファク

ス、メールで申し込み。日本リサイクルネットワーク・えべつ(高砂町11-10) ☎・FAX 398-5753 ✉ nrn-ebetsu@wonder.ocn.ne.jp

市民パークゴルフ交流会

パークゴルフ愛好者ならどなたでも参加できます。 日時：9/12(木) 9:00～12:00(8:00受付) 会場：あけぼのパークゴルフ場(あけぼの町10) 参加費：500円(プレー代金含む) 対象：市民 定員：先着120名 申込・詳細：江別パークゴルフ協会(村田) ☎ 070-4795-4822



公共機関

(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所からのお知らせ

労働安全衛生法関係法令の改正により、職場での化学物質規制が大きく見直されました。詳しくはHPをご覧ください。 詳細：事業者のための化学物質管理無料相談窓口 ☎ 050-5577-4862(平日 10:00～17:00)



調理技術技能評価試験(後期)

日本料理、西洋料理、麺料理の調理技術技能評価試験を実施します。 学科試験日：R7/1/12(日) 受験申請書配布：8/19(月)～受

験申請書受付：9/2(月)～ 試験実施場所や受験資格などの詳細はHPをご覧ください。 申込・詳細：(公社)調理技術技能センター ☎ 03-3667-1867(平日 9:00～17:00)



その他

ジョイント フェス フォーユー Joint Fes 4 U 2024

市内の大学生と地元企業が連携し、江別の魅力を発信するお祭りを開催します。大学生が企画する音楽ブースやピザ販売、その他飲食ブース(ノースアイランドビール、キッチンカー)など盛りだくさん。その他EBRIテナント、スラックライン体験、子ども縁日。 ※内容変更の可能性あり。詳しくはSNSにて 日時：8/10(土) 10:00～17:00 会場：野幌中央緑地(野幌町33-18) 詳細：江別JC(一般社団法人江別青年会議所) ☎ 383-9678



市民カレッジ

市民カレッジは、市と市内4大学などの連携で開催する市民向けの講座です。詳細(日程や受講料など)は市HPをご覧ください。 詳細：生涯学習課 ☎ 381-1062 HP: <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/126141.html>



ふだんの生活にプラス1 ここにもあるある！

協働のまちづくり

Part33

【詳細】市民生活課 ☎ 381-1124

みんなでなごめる居場所づくり

市では、食の支援に関する活動が多く行われています。その中の一つである「しんがんじゆかり食堂」には北翔大学健康福祉学科や札幌学院大学BBS会などの学生ボランティアスタッフもあり、地域食堂のほか、子どもの遊び場や、大人がゆったりできるカフェとして、年代を問わず集える場所です。ほかにも社会福祉協議会による無料相談会やえべつ1/1(いちぶんのいち)会による鉄道模型走行会も実施されるなど、幅広い方にご利用いただける場もあります。しんがんじゆかり食堂は年に5～6回ほど開催されていて、次回は8月28日(日)に開催されます。

<開催要領> 80名分提供予定。子ども無料、大人300円。NPO法人恩おくりによるフードパントリー※も同時開催。 駐車場あり ※食品や日用品の入手が困難な方に対して、無料で配付する活動

活動のお問い合わせ：真願寺(7条8丁目 JA道央江別支店隣) ☎ 382-3125



※このページは各団体から提出された原稿を載せています。詳細は直接各団体にお尋ねください

※料金の記載がないものは、無料です

わたしたちは協働のまちづくりのために、多様な市民との相互ネットワークをつくり、活発な市民活動を創出します。

TOP

センターについて

利用案内

お知らせ

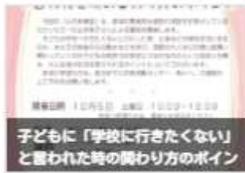
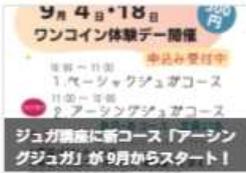
助成金情報

イベント情報

あいギャラリー

自主講座

アクセス



市民活動センターからのお知らせ

[子どもに「学校に行きたくない」と言われた時の関わり方のポイント【センター自主企画 心の保健室スペシャルセミナー】](#)

2024年9月6日

[【江別artつ・く・り・て】ヨコヤマミチエさんの作品を販売開始](#)

2024年9月4日

[令和6年度 江別市民活動見本市を開催します](#)

2024年8月27日

[【江別artつ・く・り・て】まっちゃんさんの作品を販売開始](#)

2024年8月9日

[こども會堂スタート応援助成プログラム【2024年度 ファミリーマート 夢の掛け橋基金】](#)

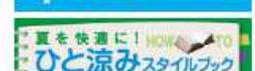
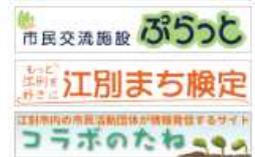
2024年8月9日

[お知らせのトップへ](#)

市民活動団体ニュース

- [明日からぶっくらぼステーションです](#)
in [一般社団法人北海道ブックシェアリング ブログ](#)
(2024/09/08)
- [あすかのお知らせ ～「心のストレッチ」ありがとう～](#)
in [カウンセリಂಗグループあすかのブログ](#)
(2024/09/05)
- [会報えぼっく第286 秋の号♪](#)
in [江別パソコン利用研究会](#) (2024/09/01)
- [「NPOいまからえべつ」発会式・記念公演のご案内](#)
in [コラボのたね - 江別の市民活動団体情報発信サイト](#)
(2024/08/31)
- [江別市制70周年記念事業 第91回人が集えば文殊の知恵袋講座「絵はがきの中の江別」](#)
in [コラボのたね - 江別の市民活動団体情報発信サイト](#)
(2024/08/31)
- [みんなの生涯学習 ファミリーヒストリーの調べ方](#)
in [コラボのたね - 江別の市民活動団体情報発信サイト](#)
(2024/08/30)

123...Next



登録団体一覧

コラボのたね団体一覧(順不同)

環境保全

江別ホテルの会 >

えべつ地球温暖化対策地域協議会 >

日本リサイクルネットワークえべつ >

フォーラム野幌の森 >

バンダクラブ北海道 >

ノハナショウブ保存会 >

野鳥お勉強会 >

野幌森林公園を守る会 >

福祉（高齢者・児童母子・障がい者）

江別市赤十字奉仕団野幌分団 >

要約筆記サークル ぶらすONE >

えべつ手話の会 >

えべつ共助ネットワーク >

江別西ロータリークラブ >

江別視覚障害者福祉協会 >

NPO法人 こころ >

手話歌「あやとり」 >

NPO法人 ナルク江別 >

NPO法人 恩おくり >

NPO法人 みのりの丘 >

NPO法人 江別手をつなぐ育成会 >

カウンセリングルーム あすか >

江別身体障害者福祉協会 >

菓子工房 笑くぼ >

北海道手話通訳問題研究会 道央支部 江別班 >

朗読ボランティアグループ まちの灯 >

オレンジカフェ 大きな木 >

江別友の会 >

江別若者応援ネットワーク >

文化・芸術・スポーツ

あおむし人形劇団 >

語り・ひとり芝居ぐるーぷ うるうる亭 >

江別弦楽アンサンブル >

のっぽろ七丁目放送局 >

江別市郷土資料館友の会 >

一般社団法人 北海道ブックシェアリング >

NPO法人 江別市文化協会 >

シアターとんとん >

EPOC(江別パソコン利用研究会) >

江別演劇プロジェクトWinds >

日本リサイクルネットワーク・えべつ

© 2012年8月18日 2023年1月24日



代表者	星 優子
連絡担当者	星 優子
住所	〒067-0074 江別市高砂町11-10
TEL/FAX	TEL:011-398-5753 FAX:011-398-5753
Mail	nrn-ebetsu@wonder.ocn.ne.jp
団体HP	https://nrn-ebetsu.net/
SNS	Instagram : @nrnebetsu
設立年月	1997年4月
会則(規約、定款)の有無	有
設立趣旨/活動内容	<p>ゴミの減量、リサイクル活動の実践を通じ広く環境問題に貢献するとともに地域市民の環境保全に関する自主的活動を支援していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットの企画運営 ・子供を対象としたリサイクル教室の実施 ・ゴミ減量シミュレーションゲーム「買い物ゲーム」
団体のPR	当会は環境問題やリサイクルに関心のある仲間が集まり、江別を中心に近郊区町村も含め、その活動を広めています。楽しく活動するのがモットーです！
活動対象地域	江別市内・近郊区町村
会員数	11人～50人
入会金/年会費	無
会員の募集	募集中
会報の有無	年16回発行

やさしいZoom 講座

～オンライン会議をやってみよう!～

新型コロナウイルス、オミクロン株の流行で、またもやイベントの開催や会議の開催が難しくなってきました。

きっと、これまで以上に、講演や研修などもオンラインの活用が当たり前になってきます。そこで、昨年開催しましたZoom講座を今年も行う事にしました。Zoomを使い会議に参加したり、研修に参加したり出来るように、基礎から丁寧にレクチャーいたします。

昨年も定員いっぱいの参加を頂きましたが、「昨年都合が悪く参加できなかった」「やっぱりもう使えないと駄目だよな」という方、是非ご参加ください。



2022年6月26日(日)

第1回 10:00 ~ 11:30 / 第2回 13:00 ~ 14:30

※どちらも同じ内容になります

市民交流施設「ぷらっと」A・B 会議室

(江別市東野幌本町 6-43 野幌駅南口から出てすぐ)

各回 10 名 (先着順)

申込締切 6月21日(火)まで

団体名と参加者を右のQRよりお申し込み、または電話、FAX、メール、窓口よりご連絡ください。

パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれか1台

※カメラ機能、メールの送受信が必要になります

講師 長岡 慶一郎 氏 (NPO法人シェロクリ)



お申し込みフォームはこちら

※新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとご協力をお願い※

- ・会場参加の方は感染防止のためにマスクの着用をお願いします。
- ・発熱や咳等、体調がすぐれない場合は、会場参加をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・会場の受付に消毒液を設置いたしますので、利用をお願いします。
- ・スタッフは全員マスクを着用し、会場内の座席は間隔を十分に確保したレイアウトとします。
- ・ワークショップ中は、室内の換気を十分に行います。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、イベントの開催を中止させていただく場合があります。

【お問い合わせ・お申し込み】 TEL 011-374-1460 / FAX 011-374-1461 / E-mail info@center-i.jp

〒069-0824 江別市東野幌本町 6-43 市民交流施設「ぷらっと」内 江別市民活動センター・あい

※この事業は、江別市からの委託を受け、NPO 法人えべつ協働ねっとわーくが実施するものです。

08:45 | [投票する](#) | 投票数(0) | コメント(0)

■ 2023/12/08 ■ えべつ地域活動運営セミナーを開催しました

[Twitter](#) | [Facebook](#) | by 市スタッフ

12月2日(土)、市が主催する令和5年度えべつ地域活動運営セミナーが市民会館37号室で開催されました。新型コロナウイルス感染症防止のため、中止が続いていましたが、今回4年ぶりの開催となりました。今年度は「自治会の公式LINEアカウントの作成について」をテーマに、ソフトバンク株式会社の高橋様に講演していただきました。講演では、自治会役員の負担軽減や自治会活動の情報発信のツールとして、LINE公式アカウントの紹介をしていただき、実際にLINE公式アカウントの作り方や便利機能について説明していただきました。また、後半は萌えぎ野自治会副会長の鎌田様から自治会のLINE活用事例をご紹介いただきました。セミナーには26名が出席し、皆さんとても熱心に講演に耳を傾けていました。セミナー資料はこちら↓
[自治会活動に役立つLINE公式アカウント活用講座.pdf](#)

14:10 | [投票する](#) | 投票数(0) | コメント(0)

■ 2023/10/24 ■ えべつ地域活動運営セミナーを開催します

[Twitter](#) | [Facebook](#) | by 市スタッフ

今年度のえべつ地域活動運営セミナーでは、自治会の公式LINEアカウント作成を実践し、自治会での活用事例を紹介します。自治会の負担軽減、情報発信のためにデジタル化を考えている役員の皆様、自治会のデジタル化に興味がある方、ぜひご参加ください！参加は無料です。当日、公式LINEアプリをダウンロードしたスマートフォンをご用意ください。申し込みの締め切りは11月10日(金)です。

日時：令和5年12月2日(土) 10:00~11:30

会場：江別市民会館37号室

対象：自治会活動のデジタル化に興味がある方

テーマ：「自治会の公式LINEアカウント作成と活用事例について」

内容・講師：(1) LINEの説明・実際にスマートフォンを使用した実践
(講師：ソフトバンク株式会社、LINEヤフー社員)
(2) LINE活用事例
(報告者：萌えぎ野自治会鎌田寿美子副会長)

下の申込フォームから参加の申し込みができます。



お電話の場合は「えべつ地域活動運営セミナー申し込み」とお伝えください。
江別市自治会連絡協議会事務局 (Tel 011-381-1018)

10:20 | [投票する](#) | 投票数(0) | コメント(0)

現在地 [トップページ](#) > [組織・課名でさがす](#) > [デジタル政策室デジタル政策担当](#) > 江別市生涯健康プラットフォーム推進事業【デジタル田園都市国家構想推進交付金TYPE2採択事業】について

江別市生涯健康プラットフォーム推進事業【デジタル田園都市国家構想推進交付金TYPE2採択事業】について



[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年3月15日更新 [Tweet](#) [LINEで送る](#)

江別市生涯健康プラットフォーム推進事業とは

江別市では、内閣府が推進する「デジタル田園都市国家構想推進交付金（TYPE2）」の採択を受け、健康なまちづくりを進めるため、デジタルを活用して多くの市民が手軽に健康管理などができるように、3つのスマートフォンアプリを構築しました。

また、当該事業は、マイナンバーカードで本人確認を行ったセキュリティの高いめぶくID（デジタルID）を活用します。

めぶくIDは、国の認定を受けた電子署名法の認定証明書を備えた信頼性の高いIDです。めぶくIDを使うことで、匿名性が担保され、強固ななりすまし対策にも繋がることから、市民の皆さんが安心・安全に利用でき、個別最適化されたサービスの利用が可能となります。

詳しくはこちら↓

- [江別市生涯健康プラットフォーム推進事業（外部リンク）](#)
- [デジタル田園都市国家構想【内閣官房】（外部リンク）](#)

生涯健康プラットフォームにおける各種サービス概要

eダイアリー

概要

eダイアリーは、「記録の習慣化」により、健康維持・増進をサポートするアプリです。自身の状態を記録し、それを習慣化することが健康改善への第一歩となります。運動・気分・食べたものなど、自分だけの健康の記録を手軽にためられるのがeダイアリーの特徴です。

詳しくはこちら↓

- [eダイアリー（外部リンク）](#)

担当事業者

myFinTech株式会社

eライフトレーナー

概要

eライフトレーナーは、自身の血圧や体重、血液検査などの健康診断の結果や食・生活習慣、ウェアラブルデバイスによるライフログなどの健康情報をアプリ一つで管理・閲覧できる仕組みです。

詳しくはこちら↓

- [eライフトレーナー（外部リンク）](#)

担当事業者

北海道情報大学

生涯健康マルシェ えべつ市場

概要

生涯健康マルシェえべつ市場は、“食の健康セレクトショップ”として、江別市をはじめ全国から身体に良いものをお届けします。

健康の維持や増進に役立つ食品、安心安全に作られた食品等をセレクトして販売し、利用される方々が自身の健康状態に合わせて商品を選ぶことができます。

詳しくはこちら↓

- [えべつ市場（外部リンク）](#)

担当事業者

ルセット・ナイン株式会社

スマートフォンの貸し出しについて

これらのサービスをご利用いただくためには、スマートフォンが必要です。スマートフォンをお持ちではない方のために、無料で貸し出しを行っております。詳しくは、下記申込書をご覧ください。

貸出申込書については、このページからダウンロードできるほか、デジタル政策室窓口（江別市高砂町6番地 建設部別館2階）、市役所情報公開コーナー（市役所本庁舎1階）、市役所大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、中央公民館、野幌公民館、大麻公民館、豊幌地区センター、総合社会福祉センター（江別市社会福祉協議会）、市民交流施設「ぶらっと」証明交付窓口でもご覧いただけます。

- [スマートフォン貸出申込書 \[PDFファイル/1.34MB\]](#)

地域における豊かな暮らし（Well-being）指標について

デジタル田園都市国家構想とWell-being

デジタル田園都市国家構想では、「地域における豊かな暮らし」（Well-being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現し、地域で暮らす人々の心豊かな暮らし（Well-being）の向上と、持続可能性の確保を目指します。

地域のWell-beingの向上にあたり、主観的な指標や客観的な指標を利用することで、価値観や目的をすり合わせ、それぞれの取り組みの円滑な連携を図ることができます。

詳しくはこちら↓

- [地域幸福度（Well-being）指標について](#)
- [デジタル田園都市国家構想【デジタル庁】（外部リンク）](#)

このページに関するお問い合わせ先

デジタル政策室デジタル政策担当

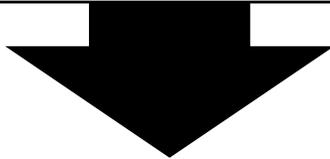
〒067-8674 北海道江別市高砂町6

自治基本条例 条文と解説(改訂前)

直接請求権の種類

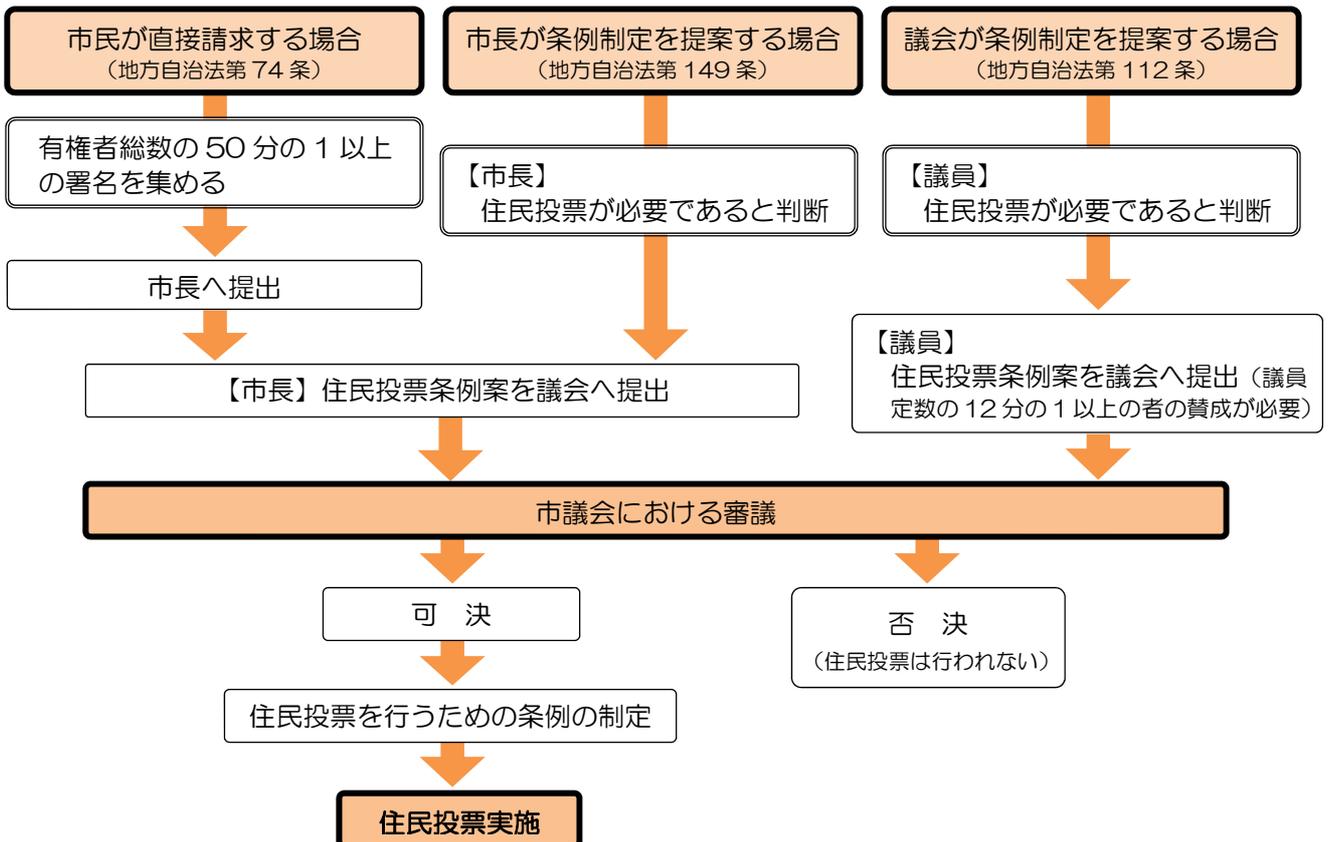
種類	条例の制定・改廃の請求 (地方自治法第74条)	監査の請求 (同法第75条)	議会の解散請求 (同法第76条)	議員・首長の解職請求 (同法第80条、第81条)
必要な署名数	有権者総数の50分の1以上	有権者総数の50分の1以上	有権者総数の3分の1以上	有権者総数の3分の1以上
請求先	地方公共団体の首長(市長)	監査委員	選挙管理委員会	選挙管理委員会
対応	議会を招集し、議会での審議結果を公表	監査を実施し、監査結果を報告、公表	住民投票を実施し、過半数の同意があれば解散	住民投票を実施し、過半数の同意があれば解職

令和3年9月の提言を受けて改訂



自治基本条例 条文と解説(令和4年3月改訂)

ポイント 住民投票が行われるまでの流れ(江別市の場合)



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [まちづくり・地域活動](#)・[国際交流](#)・[市後援名義](#) > [国内交流](#)・[国際交流](#) > 姉妹都市グレシャム市へ高校生が派遣されました（令和5年度） Ebetsu's High School Students Return from Sister City Gresham

姉妹都市グレシャム市へ高校生が派遣されました（令和5年度） Ebetsu's High School Students Return from Sister City Gresham



[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年3月26日更新

Post

LINEで送る

令和5年度姉妹都市グレシャム市への高校生派遣事業



江別市都市提携委員会では、国際的な視野の拡大と姉妹都市交流の促進を目的に、毎年米国オレゴン州グレシャム市に高校生を派遣しています。令和5年度は、令和6（2024）年1月16日から2月15日までの約1か月間にわたって、2名の高校生を派遣し、現地でホームステイをしながら学校生活を過ごしてきました。3月7日には、都市提携委員会の龍田委員長とともに、後藤市長への表敬訪問を行い、グレシャム市での貴重な体験を報告しました。

2名の高校生から感想文が寄せられました！こちらをご覧ください⇒ [令和5年度姉妹都市グレシャム市派遣高校生の感想文](#)

Every year, the Ebetsu Sister City Committee sends high school students to our sister city of Gresham, Oregon, in order to broaden their horizons and promote sister city exchange. Two students participated in a homestay and attended a local high school from January 16 to February 15. On March 7, they visited Mayor Goto along with the president of the Ebetsu Sister City Committee, Masaki Tatsuta. The students talked about their life-changing experience in Gresham.

The students also wrote reports on their experience in Gresham, Oregon. You can read them here. ⇒ [2024 Ebetsu-Gresham High School Exchange Program Participant Reports](#)

このページに関するお問い合わせ先

生涯学習課 国際交流員

〒067-0074 北海道江別市高砂町24番地の6

Tel : 011-381-1049 Fax : 011-382-3434

[お問い合わせはこちら](#)

外来のご案内
OUTPATIENT入院・面会のご案内
HOSPITALIZATION診療科紹介
DEPARTMENT部門紹介
SECTION採用情報
RECRUIT病院紹介
HOSPITAL

お知らせ

INFORMATION

[HOME](#)・[お知らせ](#)・「高度先進地域医療」の推進に関する協定を締結しました

「高度先進地域医療」の推進に関する協定を締結しました

当別町、南幌町、新篠津村、江別市による「高度先進地域医療」の推進に関する協定を締結し、「江別・南空知先端医療推進協議会」が設立しました。

概要

市立病院では、「未来医療創造基金」を活用し、医育大学と共同で、地域医療の発展に向けて、総合医と専門医が連携する診療体制を構築するため、研修医の育成支援や先進的な共同研究を実施することとしています。

これら先進的な共同研究に、周辺自治体と連携して取り組み、北海道全体の地域医療の発展に貢献することを目的として、協定を締結するものです。

締結日

令和5年2月17日（金）

場所

市長公室（江別市役所本庁舎2階）

取組内容

- 医育大学との連携による育成支援や共同研究の実施
- 先進的な医療の実現に向けた産学官連携・協働の推進
- 医師の教育・指導の充実に係る支援活動
- その他高度先進地域医療の推進に関すること



(左から)

長谷部 直幸 事業管理者 (江別市立病院)

三好 昇 市長 (江別市)

大崎 貞二 町長 (南幌町)

後藤 正洋 町長 (当別町)

石塚 隆 村長 (新篠津村)



〒067-8585 北海道江別市若草町6番地

tel 011-382-5151

fax 011-384-1321

✉ お問い合わせフォーム

© EBETSU CITY HOSPITAL

所在地

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [消防・防災・災害・防犯・安全](#) > [防災・災害](#) > [江別市の水道・下水道](#) > [市民・利用者の方へ](#) > [令和6年能登半島地震による被災地へ水道部職員を派遣](#)

令和6年能登半島地震による被災地へ水道部職員を派遣



[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年1月15日更新

Post

LINEで送る

令和6年能登半島地震により被災した石川県へ、応急給水支援活動のため、当市水道部職員を応援派遣しています。応援派遣職員は、1月12日（金）に市長から訓示を受け、1月15日（月）に現地へ向けて出発しました。

派遣期間

令和6年1月15日（月）から1月26日（金）まで（移動及び引継日含む）

派遣職員

水道部職員 計8名（1班4名、2班での交代体制）

派遣先

石川県内（七尾市または珠洲市の予定）

活動内容

被災地での応急給水支援活動

市長訓示（1月12日）



出発式（1月15日）



このページに関するお問い合わせ先

水道部総務課 総務係

〒067-0071 北海道江別市萩ヶ岡1番地の4 江別市水道庁舎1階

Tel : 011-385-1213 Fax : 011-385-1219

[お問い合わせはこちら](#)

業務時間：月曜日～金曜日の8時45分から17時15分まで（祝日と年末年始の閉庁期間を除く）

現在地

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [消防・防災・災害・防犯・安全](#) > [防災・災害](#) > [災害から身を守るために](#) > [審議会等](#) > [江別市における東日本大震災被災地支援](#)

江別市における東日本大震災被災地支援

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2014年1月30日更新

Post

[LINEで送る](#)

江別市役所における東日本大震災被災地に対する支援の状況を掲載します。 なお、状況の変更の都度、掲載内容を更新する予定です。

市義援金

200万円を全国市長会経由で贈りました

消防関係

[>> 消防の支援状況](#)

水道関係

- 給水袋（10リットル）3,000枚、設置式給水タンク提供の準備
- 水道技術職員3名、江別管工事業協同組合員3名 平成23年4月1日出発（宮城県石巻市）、石巻市北部地区で漏水修理の支援実施、同月9日現地撤収
- 下水道技術職員3名 平成23年4月23日出発（岩手県久慈市、江別市担当は768か所のマンホール調査）、同月29日調査終了、同月31日帰庁

市営住宅

被災者受入れを開始 >>平成24年12月28日をもって新規受入れを終了しました。

建設部

- 応急危険度判定士2名 平成23年4月15日から19日まで、宮城県多賀城市で判定作業実施
- 建築技師2名 平成23年5月15日から7月15日まで、応急仮設住宅建築のため派遣（宮城県大崎市）
- 被災住宅危険度判定士補助員待機

清掃関係

ごみ収集車2台 派遣準備

総務部

- 毛布500枚、マスク3万枚、手指消毒用アルコール500本、消毒用石けん690個、非常用備蓄食など平成23年3月24日発送
- 被災地へ帰省中の市内大学在校生の安否確認協力の申し出
- 平成23年5月22日から9月22日まで、行政職員の派遣（石巻市：延べ人数35名）
- 平成23年11月28日から12月10日まで、保健師の派遣（福島県浪江町：2名）

市立病院

- 第1次医療支援チーム（医師1名、看護師2名、薬剤師1名、事務1名） 平成23年3月24日から31日まで、気仙沼市避難所（小泉中学校、大谷公民館）で医療支援
- 第2次医療支援チーム（医師1名、看護師2名、薬剤師1名、事務1名） 平成23年3月28日から4月5日まで、気仙沼市本吉地区の避難所で医療支援
- 第3次医療支援チーム（医師2名、看護師2名、薬剤師1名、事務1名） 平成23年5月6日から13日まで、陸前高田市で医療支援
- 被災者の人工透析患者の受け入れ、平成23年5月17日1名受け入れ
- 被災地からの妊産婦等の受け入れ

災害義援金窓口

日本赤十字社江別市地区（健康福祉部福祉課）で義援金を受け付けています。
その他

被災地への支援物資の電話受付は終了しました。

このページに関するお問い合わせ先

危機対策・防災担当 代表

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地江別市役所本庁舎2階

Tel : 011-381-1407 Fax : 011-381-1070

[お問い合わせはこちらから](#)

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [まちづくり・地域活動・国際交流・市後援名義](#) > [自治基本条例](#) > 江別市自治基本条例検討委員会

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [市政情報](#) > [市民参加](#) > [審議会](#) > 江別市自治基本条例検討委員会

江別市自治基本条例検討委員会



[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年8月9日更新

Post

LINEで送る

設置根拠法令等

江別市自治基本条例検討委員会設置要綱

所管事項

社会情勢の変化等を考慮し、条例の各条項の規定に基づく運用状況について評価及び検討を行い、市長に提言するものとする。

委員数

8人

任期

令和6年5月10日から江別市自治基本条例検討委員会設置要綱第2条に規定する所掌事項が完了するまで

委員名簿

	氏名	所属	役職	区分
委員長	藤本 直樹	北海道情報大学経営情報学部	教授	学識経験者
副委員長	星 優子	NPO法人えべつ協働ねっとわーく	理事	地域市民団体
委員	小内 純子	札幌学院大学法学部法律学科	教授	学識経験者
委員	成田 騎信	札幌弁護士会	弁護士	
委員	石垣 巧	江別市自治会連絡協議会	理事	地域市民団体
委員	工藤 多希子	江別市女性団体協議会	会長	
委員	中井 和夫			市民公募
委員	本間 燦爾			

※委員長・副委員長以下、区分内で50音順

会議の公開状況

公開

過去の開催

- 第1回江別市自治基本条例検討委員会
- 第2回江別市自治基本条例検討委員会

このページに関するお問い合わせ先

市民生活課 市民協働担当
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
江別市役所本庁舎西棟2階
【市民相談所】
江別市役所本庁舎1階
Tel：011-381-1124 Fax：011-381-1070
[お問い合わせはこちら](#)

江別市自治基本条例検討委員会提言書
を受けての今後の取り組み

令和4年4月

江別市自治基本条例検討委員会提言書を受けての今後の取り組み

令和3年9月に、江別市自治基本条例検討委員会から市長へ、自治基本条例に基づく取り組みなどについてまとめた提言書が提出されたことを受け、市では、以下のよう
に取り組みを進めてまいります。

(1) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

【検討委員会からの提言（以下「提言」）】

江別市は、令和2年5月に市民2,500人を対象に「自治基本条例アンケート」（以下「条例アンケート」）を実施しました。回答をいただいた890人において、自治基本条例の認知度は4割弱であり、4年前の見直し時とほぼ変わっていませんでした。また、平成27年に施行された市民参加条例の認知度も4割弱にとどまっています。特に10代～20代の若い世代で認知度が低く、2つの条例ともに「全く知らない」との回答が80%以上を占めています。このため、若い年代に関心を持ってもらえるよう、自治会など地域活動において、市内の学生が活躍できるような仕組みを作るなど工夫が必要であると考えます。

さらに、現在、小・中学生を対象に行っている早朝ミニ講座は、身近な事例を通して学ぶことができ、家庭での話題となりやすく、子どもから家族への広がりが期待できることから、今後も継続して行っていくことが必要です。

より多くの市民にこの条例を知ってもらうためには、解説書とは別に、分かりやすい媒体を作成することが効果的です。市民のアイディアを取り入れながら、理解しやすい言葉や写真・イラストなどを使い、手に取ったときに江別市民にとって大切な条例であることが一目見て分かるリーフレットを作成するなど、工夫していただきたい。なぜ自治基本条例が必要なのか、この条例がない場合のデメリット、あることによるメリットについて情報発信することで、市民がもっと関心を持ち、市民参加・協働にも繋がっていくと考えます。

市職員においては、ほぼ全員が条例の存在を認知しているとのことですが、知っているだけではなく、理解して実際に業務に生かしていくことが重要であることから、研修等の内容をさらに工夫していく必要があります。

<これまでの取り組み>

- 「ジモガク：地元の大学生ボランティア」（学生地域定着推進広域連携協議会）を活用し、地域のお祭りなどのイベントに参加

- *市内4大学共通講座「江別学」を開講。
- 市民参加や協働などをテーマとした市内大学生によるワークショップを開催。
そのワークショップでの意見を踏まえた市内大学生による自治基本条例リーフレットをH29年に作成し、H29年以降は公共施設や市内大学などに配布。
- 新人職員研修の一单元として自治基本条例について説明するほか、昇任者向け研修など、既存の研修の一部時間帯を条例のPRに活用。

※市内4大学共通講座「江別学」

市内4大学の教員と、江別市、NPOが交代で講師を務め、江別市の歴史、経済、文化、観光、まちづくり（ボランティア活動や協働）など多方面から「江別」を取り上げる講座で、学生たちが受講しやすいように「対面」と「オンライン」を並行して開講された。

【凡例】 R4 : 令和4年度に実施予定
R0~ : 令和0年度以降継続して実施予定

【市の今後の取り組み】

- (1) シモガク連携自治体（江別市、芦別市、赤平市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町の計8市町）や市民団体等へ、学生ボランティアの活用について引き続き周知する。（R3~）
- (2) 誰にとっても分かりやすい条例リーフレットを作成する。（R4）
- (3) 様々な業種から市民を集めたワーキンググループを作り、条文の内容を分かりやすく説明するパンフレットを作成する。（R4）
- (4) 市職員に向けた条例についての周知を行い、条例をどれだけ業務に活かしているかアンケートにより確認する。また、条例の理解を深めるため、新人職員研修等において説明する。（R4~）

(2) 市民参加・市民協働の推進について

①市民参加の推進について（第24条関係）

【提言】

市民参加の手法の一つであるアンケート調査は、それまで関心がなく積極的ではなかった市民が意見を出すこともあるので、その意見への対応が市民にも伝わるよう工夫していただくことを望みます。

市へ意見を提出する意見公募（パブリックコメント）は、一般の市民にとってハードルが高いので、分かりやすい資料を作成することが必要であり、提出された意見に対しても、分かりやすい言葉を使って回答する等、多くの市民が参加しやすくなるよう工夫する必要があります。

意見公募（パブリックコメント）や附属機関等の委員は、市政への関心や一定の知識や考えがないと参加が難しいと考えられ、参加したことがある市民が少ないのは仕方ないところではあります。市民アンケートや市民説明会など、身近なものから参加を促し、関心を持っていただくことにより、意見公募（パブリックコメント）や附属機関等の委員への参加へ繋げていくよう地道な努力を続けていくことが必要です。

附属機関等に関しては、市民公募の枠が確保され、会議の公開を認め、結果が公表されるまでに成熟したことは評価することができます。今後においても、より広く意見を求めるよう委員公募にあたっては、選考基準をより明確で分かりやすいものにすることが必要であると考えます。また、多くの市民が参加しやすいよう、オンラインでの参加も進めていただくことを望みます。

毎年公表している市民参加実施状況は、さらに具体的な数字等を組み込むなど、当委員会での検討で必要な情報となることを踏まえて取り組んでいくべきであると考えます。

<これまでの取り組み>

- 意見公募（パブリックコメント）を実施する際は、分かりやすい資料を作成するよう庁内へ周知。
- 附属機関等の設置における委員の選任方法について一定の基準を示し、選考基準を明確にするよう庁内へ周知。

【市の今後の取り組み】

- (1) 市民参加実施状況報告の中でアンケートの結果への対応を記載する。
(R4～)
- (2) 市民参加手続き実施マニュアルを作成する。(R4)

- (3) 計画作成等のアンケートや、説明会で意見公募（パブリックコメント）についてPRする。（R4）
- (4) 附属機関等の会議への参加や市民説明会、ワークショップについて、オンラインの活用に積極的に取り組むよう庁内に周知し、市民参加実施報告にオンライン参加の人数を記載する。（R4～）
- (5) 市民参加の実施状況の項目を検討し、より具体的な数値により報告する。（R4）

②市民協働の推進について（第25条関係）

【提言】

「協働」は、この条例による自治を支える重要な概念ですが、条例アンケートの結果からも、「協働」という言葉が市民に十分理解されているとはいえません。実際には、地域のごみ拾いや花壇の手入れ、夏祭りの手伝いなど、知らず知らずのうちに行っていることがあります。それが「市民協働」であることを市民に理解してもらうために、協働の事例をあげて広めていくなどの工夫が必要であると考えます。

今後、デジタル化に向かって長期的に大きく変わっていくことから、オンラインを活用した市民協働を進め、活動の活性化に取り組んでいくことを望みます。市内の大学には、専門知識や技術を持った人材がたくさんいるので、大学の協力のもとデジタル化を進めることができると考えます。

市民協働条例の制定については、協働の概念自体に対する市民の理解がまだまだ不十分であることから、引き続き、協働についての意識を高める取り組みや、まちづくり活動の充実を図る取り組みを進めていくことが重要です。どのような制度が必要かということは色々な考え方があり、それらがまとまらなければ条例化すべきではないと考えます。協働が市民に浸透し、十分に熟した段階で条例化を考えていくべきであり、その際には、条例が制定されることにより、市民が行う活動に新たな縛りが生まれることのないよう十分に注意する必要があります。

<これまでの取り組み>

広報えべつ令和3年11月号で「市民参加・市民協働」についての特集記事を掲載。

【市の今後の取り組み】

- (1) 広報えべつで毎月協働の事例を紹介する。(R3～)
- (2) 市民活動の中間支援組織である えべつ協働ねっとわーく と協働し、オンラインに対応できるよう、自治会や市民活動団体を対象とした研修会を引き続き開催する。(R3～)
※R3は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止
- (3) オンラインを活用した市民協働を進めるために、市内大学と連携可能な事案について調査し、今後の利活用について検討する。(R4～)
- (4) 協働の意識が浸透するよう(1)～(3)の取り組みを推進。(R4～)

(3) 行政運営について

①総合計画について(第13条関係)

【提言】

市は、総合計画の内容及び進行状況に関して、市民への情報提供が適切かどうかを測るため、アンケート等で把握する必要があると考えます。

<これまでの取り組み>

総合計画の内容及び進行管理に関するアンケート調査結果をホームページに掲載している。

【市の今後の取り組み】

これまでの取り組みに加え、アンケート調査時に総合計画の概要を記載するなど、総合計画の周知に努める。(R4～)

②財政運営について（第14条関係）

【提言】

市がまちづくりを進めるにあたっては、市民が安心できるような財政運営が重要であり、将来にわたって市民の負担となることが生じた場合は市民の理解と協力を得ながら進める必要があります。

＜これまでの取り組み＞

財政状況については、広報えべつやホームページなどで、予算・決算に係る概要等について適宜情報公開を行っているほか、例年中期財政見通しを作成し、将来的な見通しに立った財政運営について分析を行っている。

【市の今後の取り組み】

これまで通りきめ細やかな情報把握に努めるほか、万が一財政上の理由により市民負担が生じる場合には、市民の理解と協力を得る手法について検討のうえ、対応する。（R3～）

③政策法務について（第16条関係）

【提言】

「政策法務」は、地域の実情に合ったまちづくりや地域の課題解決を行うために条例や規則を制定し、それに基づき業務を行おうとするものです。政策法務の考え方において、自治基本条例は、その最も進化した形であるといえることから、政策法務については、今後も一層充実していくべきと考えます。

＜これまでの取り組み＞

法令等を正しく扱う能力を身につけるため、職員に対して法制基礎研修や政策法務（基礎）研修を実施している。また、政策形成（基礎）研修や政策形成能力（実践）研修を実施することで、自主的な政策活動能力の向上を図っている。

【市の今後の取り組み】

各研修を継続して実施し、職員の能力向上を進めていく。（R3～）

(4) 情報共有の推進について

①情報共有の推進について（第21条関係）

【提言】

ホームページやSNSでの情報発信、学校やコンビニエンスストア等への広報物の配置など、市の多様な手段による情報伝達の取り組みにより、若い世代でも情報をキャッチしようと思えば受け取れる仕組みになりつつあります。

一方で、条例アンケート結果によると、およそ8割の方が、市からの情報を広報誌から得ていると回答しています。紙媒体のお知らせに対する需要はいまだ高く、「広報えべつ」の存在は、インターネットの利用が少ない世代が情報を得るための頼みの綱となっていることから、全ての市民に行き渡るようさらに努力してほしいと考えます。

また、緊急時の対応がまだまだ弱く、緊急時の情報発信、情報共有の仕組みについて工夫していく必要があります。

情報共有といいながら、市からの情報発信が中心となっていることから、行政情報のオープンデータ化を進め、市民や企業、大学等で活用・加工し、行政情報を利活用していくことが望ましいと考えます。

<これまでの取り組み>

- 公共施設やコンビニエンスストアなど約 260 か所に広報誌を配置するほか、PDF版をホームページに掲載するとともにSNSで発信。PDF版の広報誌は外部サイトの電子ブックなどにも登録。
- 胆振東部地震のブラックアウト発生時の情報発信に係る課題を検証し、災害発生時には市内小中学校及び開設避難所に災害情報掲示板を設置することとし、停電時においても市民へ情報発信できるよう、準備を整えた。また、防災情報提供サービス（メール・電話・FAX）やSNSを活用した情報発信ツールを新たに取り入れた。
- 道やさっぽろ連携中枢都市圏が主催する研修会や推進会議に出席し、オープンデータに係る取組状況などについて情報共有を行ってきた。

【市の今後の取り組み】

- (1) 令和4年度中に市公式LINEアカウントの本格活用をスタートさせるとともに、広報誌の配置箇所数について増やす余地が無いのか調査・検討する。
(R4～)

- (2) 市内小中学校及び開設避難所に災害情報掲示板を設置することについて、各種訓練や出前講座の場で市民周知をするほか、市職員に対する訓練を行う。また、防災情報サービス（メール・電話・FAX）やSNSによる情報伝達を周知し、登録者の増加を促進する。（R3～）
- (3) さっぽろ連携中枢都市圏による圏域共通のオープンデータ構築を視野に入れながら、江別市として実施可能な項目からオープンデータ化を進める。（R3～）

②個人情報の保護について（第23条関係）

【提言】

個人情報の管理については、特にデジタル化された個人情報や事故情報の管理について、市民が安心できるよう、セキュリティ対策等十分な対応が必要です。

<これまでの取り組み>

職員に対して情報セキュリティ研修を実施。

【市の今後の取り組み】

情報セキュリティ研修を引続き実施し、個人情報等の取扱いについて、職員一人一人の意識向上に努める。（R3～）

(5)「市民」の定義及び「信託」という表現について

【提言】

第2条では、まちづくりにおける広い意味で、個人はもちろん団体も含んで「市民」と定義していますが、第10条及び第11条では、「市民の信託」という表現により、有権者としての市民を指していると受け取ることができます。条項によって「市民」の定義が統一されておらず分かりにくいいため、解説書の中で説明をする必要があります。

(6) その他の事項について

①条例の位置づけについて（第5条関係）

【提言】

自治基本条例が、江別市のまちづくりにおける最高規範として存在しており、その下に市民参加条例をはじめとして、多くの条例や規則があります。これらの法体系について体系図を示すなど、分かりやすく説明すべきであると考えます。

②市民の責務について（第7条関係）

【提言】

「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という表現は、まちづくりに参加することに対してハードルを上げてしまうことが危惧されます。厳しい表現により市民を委縮させ、抑制することが本旨ではないことから、解説やリーフレット等で柔らかい言葉で説明するなどの工夫が必要です。

< (5) ~ (6) の提言に対するこれまでの取り組み >

「自治基本条例 条文と解説」の解説内容を分かりやすい説明へ改訂した。

③住民投票について（第26条関係）

【提言】

現在の解説書では、直接請求の種類を全て掲載しています。しかし、市民が知りたいのは直接請求の種類ではなく、たとえば、住民投票を実施するときに「別に条例で定める」とはどういう場合が当てはまるのか、どういう手続きにより進められるのかということだと推察されます。このため、解説書などに住民投票についての全体の流れや手続きを載せるなど、工夫していただきたいと考えます。

< これまでの取り組み >

「自治基本条例 条文と解説」の*住民投票に関する記載の見直しを行った。

※住民投票に関する記載の見直し

平成30年度版まで掲載していた住民投票の種類を令和3年度の改訂の際に、住民投票に至るまでの流れへ変更しました。

④条例の見直しについて（第29条関係）

【提言】

この条例は、4年を超えないごとに見直しをすることになっていますが、今回、検討委員会の提言書を受けてからのタイムスケジュールをしっかりと意識することが重要です。4年後の見直しに向けて、適時適切に有権者や関係者から、まちづくりの将来展望や市民協働の進捗、アンケートに関する助言などをもらいながら、次回の検討に必要な情報を集めて準備を進めていただきたいと思います。

【市の今後の取り組み】

条例の検討に入る1年前から、検討委員会を設置する。（R5）

（7）条例改正の要否について

【提言】

（5）で述べた「市民」の定義、「信託」の使い方については、解説書の改訂で対応することとし、将来的に条例改正が必要となったときに、適切な文言について検討をしていく必要があると考えます。

（8）今後の取り組みの方向性について

【提言】

江別市では、「協働」の考え方を核に、より良い市民自治の実現に向けて様々な取り組みが進められてきました。

今後、市民自治のまちづくりをさらに進めていくには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識を高めていくとともに、市と市民相互の情報共有が必要であると考えます。

市民の条例の認知度や意識は少しずつ高まってきているとはいえ、まだ6割の市民は条例を全く知らないという状況です。前述の分かりやすいリーフレットを作成したり、市民の8割が情報の入手手段としている「広報えべつ」を活用することが重要です。たとえば、条例の位置づけや内容について説明するとともに、市民参加や市民協働の事例を紹介するなど、市民に理解してもらうことが重要です。

また、この条例における「協働」の趣旨を実現するためには、市民の理解を深めることのほか、市が市民協働を推進するための事業を展開していくことが必要であり、今後も積極的に取り組んでいくことが必要です。

次回、第3期目の検討委員会として条文や取り組みについて検討し、提言書をまとめましたが、これで終わりではありません。次回の検討に向けて、計画的に準備を進めていただき、次期の検討委員会につながることを期待します。

<これまでの取り組み>

- ホームページや広報えべつで条例の必要性や、市民参加・協働について掲載。
- 市民との協働事業を把握するため、市民協働実態調査を毎年行っている。

【市の今後の取り組み】

- (1) 広報えべつに掲載する、協働の活動事例について、市民からの情報提供を求める。(R3～)
- (2) 広報えべつで毎月協働の事例を紹介する。(R3～)
- (3) ホームページや広報えべつで協働の事例を紹介するとともに、市民との協働事業を取り入れるよう庁内へ働きかける。(R3～)
- (4) 条例の検討に入る1年前から、検討委員会を設置する。(R5)